

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	61 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	39 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私の国民年金に関する手続はすべて妻が行ってきた。妻によれば、「時期については覚えていないが、区役所で国民年金保険料の納付について相談し、その後、それまで未納だった2年分ぐらいの納付書が夫婦分一緒に送付されてきたので、古い期間から1年間ぐらいは夫婦二人分を納付したが、手持資金(17万円)の関係から、二人分支払えない期間は夫の分を優先して納付したことを記憶している。」としている。

妻の話からすると、私の保険料は少なくとも2年間は納付されていなければならないところ、納付済期間が1年3か月しか無いのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料納付を担っていた申立人の妻は、「時期は覚えていないが、当時手持ちの17万円で夫婦二人分の未納保険料のうち、夫の2年分ぐらいと私の1年分ぐらいをまとめて納付した。」と申し立てている。

社会保険庁の記録によれば、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和57年1月に払い出されていることが確認できることから、申立人及びその妻の特殊台帳をみると、手帳記号番号が払い出される以前の55年1月から56年3月までの国民年金保険料について、申立人は57年12月に、妻は58年1月にそれぞれ過年度納付していることが確認できることから、当時未納であった申立期間についても、過年度納付書が同時期に発行され、申立人に送付されていたと考えられる。

また、過年度納付した保険料額は夫婦合わせて11万280円となり、申立人に係る申立期間の保険料5万4,000円を加えると16万4,280円となることから、17万円弱をまとめて納付したとする申立人の妻の記憶とおおむね一致す

る。

さらに、申立人の妻は、「送付された納付書により、さかのぼって納付できる期間のうち、古い期間の保険料を先に支払い、残金より夫の分を優先して納付したので、自分の申立期間については納付していないと思う。」と述べていて、申立期間における自らの保険料については、納付していない旨を認めており、いたずらに納付を申し立てているものではないと認められる上、申立内容には具体性があり、整合性も取れている。

加えて、申立期間は1回で、かつ、12か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月及び同年 3 月

昭和 48 年当時は、専業主婦で国民年金に加入はしていなかったが、子供の友達のお母さんに勧められて国民年金に加入した。市役所で加入手続をした時に付加年金にも加入した。その場で付加保険料を含めて保険料を納付して、窓口で手書きの領収書をもらった記憶がある。しかし保険料額の記憶は無い。申立期間の 2 か月の保険料が未納とされているが、国民年金に加入している期間はすべて納付しているはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、子供の友達のお母さんに勧められて国民年金に加入した。市役所で加入手続をした時に付加保険にも加入した。その場で付加保険料を含めて保険料を納付して、窓口で手書きの領収書をもらった記憶があり、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、その夫が厚生年金保険被保険者であったが、昭和 48 年 2 月 28 日に任意で国民年金に加入し、申立期間以降の、国民年金保険料をすべて納付している上、同年 4 月から 54 年 1 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は付加保険料も含めて完納し、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、資格記録欄には、「資格取得」昭和 48 年 2 月 28 日、「所得比例保険料を納付する者となる申出」同年 2 月 28 日と日付の記入が見られ、申立期間に係る同年 2 月の印紙検認記録欄には、「所得比例」と記載されたスタンプが押されている。

これらの記載は、申立人が昭和 48 年に市役所に行き、所得比例保険料を含

む国民年金任意加入の申込みをしたとする申立人の陳述内容と符合する。

さらに、申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人が任意で所得比例保険を含む国民年金任意加入を申し出ながら、その保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、昭和49年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月

私は、夫と相談し国民年金に加入することを決め、昭和51年1月以降に夫がA市役所に厚生年金証書を持って加入手続に行ってくれた。

任意加入手続と、加入していなかった強制加入期間の手続もし、未納期間をすべて納付した。その時支払った期間のメモが厚生年金証書の裏に残っている。

未納期間は続いているのに、一月だけ支払わないはずは無い。年度の切り替わる時でチェック漏れは無かったのか。未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和51年1月以降にA市役所で任意加入の手続と一緒に、過去の強制加入期間の加入手続と未納とされている保険料をすべて納付したと申し立てている。

そこで、申立人のA市の被保険者名簿をみると、昭和50年5月に任意加入手続を行った際、過去の強制加入期間についても適正に手続を行っていることが確認でき、この時点で申立期間は過年度納付の対象期間となることが分かる。

また、A市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳から、昭和46年10月から49年3月までの保険料を50年5月に特例納付及び過年度納付の組み合わせにより納付していることが確認できるが、当時、A市では、過年度納付書を発行する場合、分割納付の希望が無い限り期間をまとめて作成しており、申立人が、続く1か月だけ別の納付書を依頼したとは考え難く、48年1月から49年4月までの過年度納付書が発行されたものと推定できる。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、同じ過年度納付期間中の1か月

分の保険料だけをあえて納付しなかったと考えることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 3021

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで  
② 昭和41年4月から42年3月まで

元妻が私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。元妻は、自分の保険料と私の保険料を一緒に納付していた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元妻が自分の国民年金保険料と申立人の国民年金保険料を同時に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその元妻の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号が昭和36年7月10日に連番で払い出され、申立人については、申立期間を除く期間の保険料がすべて納付済みとされ、申立人の元妻については、40年4月から41年3月までの期間を除く期間の保険料がすべて納付済みとされていることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の元妻の納付記録をみると、申立人の元妻の所持する国民年金手帳及び領収証書並びに社会保険庁の記録から、申立期間①及び②の保険料は過年度納付がなされたものと推定でき、申立人及びその元妻の納付意識の高さに鑑みれば、申立人自身の申立期間①及び②の保険料についても過年度納付がなされたと考えるのが自然である。



さらに、申立人の元妻の未納とされている昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの納付記録についても、申立人の元妻が所持する国民年金手帳を見ると、同期間の印紙検認記録欄には保険料納付があったことを示す検認印が押されており、社会保険庁の記録に事務的過誤が認められる。

加えて、申立期間はいずれも短期間であるとともに、申立期間①及び②は、申立人の元妻の記録管理に過誤があった前後の期間であり、申立人の記録管理にも何らかの事務的過誤があったことも否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで  
信用組合の方に国民年金の加入を勧められ、昭和48年ごろに加入した。加入時に60歳までの期間が不足するので、7年から8年分の保険料を、一時払いするようと言われ、信用組合の方に現金で一時払いした。一時払い後からは、市の集金人に定期的に納付した。ねんきん特別便を見ると、一時払いした期間が未納と分かり納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろに加入し、60歳までに不足すると言われた7年から8年分の保険料をまとめて納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、市の被保険者名簿、社会保険庁及び申立人が所持する年金手帳のいずれの記録においても、昭和48年3月16日付け任意加入として初めて資格を取得していることが確認できるほか、申立人に係る保険料集金事務を担っていた国民年金事務組合であるA組合の被保険者台帳においても同様の記録となっている。この場合、申立期間のうち、昭和48年2月以前については未加入期間となるため、制度上、保険料は納付することはできない。

また、任意加入はさかのぼって加入することはできないことから、加入手続は資格取得日である昭和48年3月16日になされたものと推定でき、この場合、加入手続時点では、申立期間のうち、45年12月以前については、時効の成立により、既に保険料は納付できない期間になっている。

さらに、申立人が所持する年金手帳の昭和47年度の印紙検認記録欄を見ると、昭和48年2月以前の欄には未加入期間を意味する「納不要」の押印が認

められ、納付記録と符合している。

加えて、申立人に対して、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含めた氏名検索のほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、同払出簿の縦覧調査を行ったがその存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月についてみると、直後の期間は現年度納付であることが市の被保険者名簿から確認できるほか、申立人は、任意加入期間 157 か月を含む国民年金加入期間 233 か月のうち、この月を除く 232 か月の保険料は納付済みであることが社会保険庁の記録から確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係る A 組合の被保険者台帳を見ると、昭和 48 年 3 月はいったん収納の記録がなされた形跡が確認できる上、社会保険庁の特殊台帳には催告の形跡は認められない。

さらに、申立人は夫が厚生年金保険被保険者であった昭和 48 年 3 月 16 日に自らの意思により任意で加入している点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑<sup>かんが</sup>みると、この月のみを未納としたまま、直後の期間から現年度納付を開始するのは不自然であり、直後の期間と同様に現年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和20年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和40年7月から50年3月まで

昭和42年12月ごろ、当時私は夫と一緒にA業を始めていたが、今後も会社勤めはしないだろうという見通しがあったので、夫と一緒にB市役所で国民年金の加入手続をした。年金課の人から今なら20歳の時点でさかのぼって保険料を納付できると言われたので、加入当初私も夫も2年ほどさかのぼって納付し、その後はおおむねその年度の保険料を定期的に納付していた。保険料は市の年金課から送られてくる納付書によって、私が夫の分も一緒に市役所または郵便局で納付していた。加入当初の保険料額は月額200円ぐらいだったと思うが、当初はさかのぼって2か月ほどまとめて月々400円ぐらい納付していたと思う。夫が65歳になって年金を受給するとき、年金額が予想より少なかったので、私が夫婦の過去の年金記録を調べてみると、納付したはずの期間が未納とされていた。報道で年金の記録漏れが数多くあることを知り、私たちの場合も記録漏れがあると思えないので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月ごろ夫と一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その際2年ほどさかのぼって保険料を納付し、加入後はおおむね定期的に保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、昭和50年11月15日に夫婦一緒に夫婦二人分の加入手続を行っていることが市の被保険者名簿から確認でき、この点は通常加入手続から数週間程度経過後に処理される国民年金手帳記号番号払出簿の払出日が同年12月22日になされていることと符合している。この場合、加入手続時点では、申立期間のうち、48年3月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、42年12月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は納付方法として納付書を用いての納付しか経験したことが無く、印紙検認方式による納付の経験が無いと陳述している。一方、市では、申立期間のうち、昭和49年3月以前については、印紙検認方式により保険料を収納しており、加入時に2年程度さかのぼって納付した後は、おおむね定期的に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間の夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和48年3月以前については未納とされていることが社会保険庁の納付記録から確認できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を実施するも、その存在は確認されなかったほか、申立期間のうち、昭和48年3月以前に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

一方、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの2年間についてみると、夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の夫は納付済みであることが社会保険庁の記録から確認できる。

また、市の被保険者名簿の記録から、申立人の夫については、この間の保険料を加入直後の昭和51年1月に一括で過年度納付していることが確認でき、加入当初に夫婦そろって2年程度さかのぼって納付したとする申立人の陳述と符合することから、一緒に加入した申立人についても、同様に過年度納付を行った可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、A市B区に住んでいた時、30代から40代の女性の集金人に、夫婦二人分の保険料と当時同居していた義妹の保険料を一緒に納付していた。

その集金人は「少しでも遅れたらだめなんですよ。税金と同じなんですから。」と言っており、かなり高圧的で厳しい人だった記憶がある。

申立期間は、夫と義妹が納付済みで、私だけ未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区に居住していた申立期間当時、申立人が夫婦二人及び同居の義妹の3人分の保険料を一緒に集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人及びその夫並びに義妹の手帳記号番号は昭和36年7月15日に3人連番で払い出されていることが確認できることから、3人一緒に保険料を納付する意思があったことがうかがえる上、申立期間について申立人の夫及び義妹は納付済みとなっている。

また、申立期間当時のA市における保険料徴収方法は、集金人による印紙検認方式であることから、申立人及びその夫並びに義妹に国民年金手帳が交付されているにもかかわらず、申立人が夫及び義妹の保険料のみ集金人に納付するのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、60歳期間満了まで保険料をすべて納付し、申立人の夫及び義妹については、昭和36年4月からそれぞれ60歳期間満了まで保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

A区役所の職員が茶色の国民年金手帳を持参し、保険料を納付するよう言った。それからは、毎月、自宅に年配の男性集金人が集金に来たので、当時、100円の保険料を現金で納付すると、私の年金手帳に日付の入った領収印を押し、集金人も自分の書類に同じ日付印を押し、持ち帰ったのを覚えている。

その集金人は、ある日突然来なくなり、保険料の納付が途絶えたが、しばらくして、区役所の男性職員が新しい手帳を持参して、先の集金人が来なくなった事情を詳しく説明してくれた。

その職員もまた来なくなり、次に来た集金人が新しい年金手帳を持参してきた時には、保険料が450円になっていた。

申立期間のすべての保険料を納付したとは思っていないが、確かに100円のころから納付した期間があるので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和39年6月に払い出されていることが、手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推定される。この時点において、申立期間のうち、同年4月以降の保険料は、集金人に納付が可能な現年度保険料であるとともに、これ以降、60歳期間満了まで保険料を納付することで、申立人の年金受給資格期間を確保できる上、当時の保険料月額は100円であることから、申立人が記憶する納付開始当初の保険料額とも一致している。なお、申立人は、国民年金に加入した当時において、過去の保険料をさかのぼって納付し

た記憶は無いと陳述している。

また、申立人は、それまで納付していた保険料が、集金人が突然来なくなったことにより途絶えたこと及び当時の事情等について明瞭かつ詳細に陳述しており、その内容に特段不自然な点は認められないほか、特例納付後 60 歳期間満了まで保険料を完納しており、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月から60年3月まで  
② 昭和60年8月及び同年9月  
③ 昭和60年10月から61年3月まで

A市（現在は、B市。）にいた兄が、私のためを思って、昭和60年3月23日に国民年金加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付してくれた。

申立期間②については、納付時期、納付金額及び納付方法などの記憶は定かではないが、納付の督促はこなかったと思う。

申立期間③については、昭和62年に60年10月から61年3月までの半年分の保険料の納付書が送付されてきたため、時期ははっきり覚えていないが、C区役所の国民年金担当窓口に出向き、男性係員に4万440円の保険料を現金で納付したはずである。

これら申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、兄がA市（現在は、B市。）で国民年金加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、同市の被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金加入手続は昭和60年3月23日に行われ、国民年金手帳記号番号は同年4月8日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間①の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、同市の被保険者名簿を見ると、申立期間①直後の昭和60年4月から同年7月までの国民年金保険料は現年度納付されている。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を担っていた兄の納付記録をみると、国民年金加入期間について保険料を完納しており、納付

意識の高さがうかがえる。

これらのことから、納付の意思をもって申立人の国民年金加入手続を行った納付意識が高い申立人の兄が、加入手続のみを行い、納付が可能であった加入当初の申立期間①の5か月の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間②について、A市の被保険者名簿を見ると、昭和60年7月11日にD市へ転居した記録があるところ、当時、同市では納付組織により1か月単位での国民年金保険料収納を行っており、同年7月までの保険料は納付済みとなっていることから、その後は、転居先のD市で納付されるべきであったと考えられるが、申立人は申立期間②の保険料の納付時期、納付場所及び納付方法等について全く記憶が無いとしており、具体的な陳述は得られなかった。

次に、申立期間③について、申立人は、国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、区役所で納付したと申し立てているところ、D市では、制度上区役所窓口で過年度保険料を収納することは行っていなかった上、申立人の所持する当該期間に係る納付書は未使用の状態のままであり、保険料を納付したことを証する受領印は押されていない。

このほか、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年11月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで  
② 昭和48年10月から49年3月まで  
③ 昭和49年7月から同年9月まで  
④ 昭和50年7月から同年12月まで  
⑤ 昭和55年1月から同年3月まで

昭和47年12月に会社を辞めて、自分で国民年金加入手続を行った。

国民年金保険料を納付すると、年金手帳に印鑑を押してもらった記憶があるが、その後、納付書で納付するようになったと思う。

妻の保険料と一緒に夫婦二人分を納付していたと思うが、別々に納付した時があったのかも知れず、記憶が定かでない。

25年ぐらい前に居住していたA市において、市役所職員から未納期間があることを指摘され、2回ぐらいに分割して納付した。その際、年金の漏れは無いと言われたことを覚えている。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、今から25年ぐらい前に居住していたA市において、当時未納となっていた国民年金保険料をさかのぼって納付したと申し立てているところ、同市の被保険者名簿及び国民年金手帳を見ると、同市には昭和56年1月から居住していることが確認でき、この時点において、申立期間⑤の保険料を過年度納付することは可能である。

また、特殊台帳を見ると、昭和55年に昭和54年度分の納付催告を受けていることが確認できるところ、申立人は、申立期間⑤前後の10年間以上の国民年金保険料については現年度納付している上、生活状況の変化も認められない

ことから、申立人及びその妻が、納付催告を受けながら、申立期間⑤の3か月の保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立人は、国民年金保険料を納付すると年金手帳に印鑑を押してもらったことがあると申し立てしているところ、申立人の所持する年金手帳を見ると、制度上、印紙検認方式による保険料収納がされていた申立期間①に当たる昭和48年1月から同年3月までの期間を含め、印紙検認欄に押印は見られず、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、A市に転居してから、国民年金保険料をさかのぼって納付したことがあるとも申し立てしているところ、上記のとおり、A市には昭和56年1月から居住しており、この時点においては、申立期間①から④までの保険料は制度上、過年度納付することはできず、特例納付実施時期でもないことから、特例納付することもできない。

加えて、申立期間①から④までは近接しており、同一行政庁において、これほど複数回及び短期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人及びその妻から申立期間①から④までの国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、昭和49年11月に会社を退職した後、国民年金加入手続きを行い、厚生年金保険から国民年金に切り替えた当初の時期以外は、滞りなく国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月に会社を退職した後、自身で国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月15日に払い出されており、また、納付記録をみると、申立人は、51年4月から、夫の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い国民年金保険料の納付義務の無い第3号被保険者となる直前の平成元年3月までの13年間、申立期間を除き保険料をすべて現年度納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、この間、申立人の国民年金保険料の納付に支障をきたすような生活状況の変化は認められない。

さらに、特殊台帳を見ると、昭和55年に納付催告を受けていることが確認できるところ、納付の意思をもって国民年金に加入し、現年度納付を続けていた申立人が、申立期間の3か月の国民年金保険料について、納付催告を受けながら未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社(昭和47年10月に法人化され、C社に名称変更。)における資格取得日に係る記録を昭和47年2月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月及び同年3月は10万4,000円、同年4月から同年11月までは12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月22日から同年12月1日まで  
昭和47年2月22日から57年1月31日までA社B支社に勤務した。

社会保険庁の記録によれば、A社B支社で勤務した期間のうち、昭和47年2月22日から同年12月1日までの間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間当時、A社B支社で経理を担当しており、私が社会保険料の控除手続を行っていた。また、同じ月に採用された同僚は、当時の給与支払明細書を保管しており、厚生年金保険料を控除されていたことが証明できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している申立期間当時の家計簿、申立人と同月入社同僚が保管している申立期間当時の給与支払明細書、及び事業主の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B支社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社B支社が厚生年金保険適用事業所となったのは、昭和47年12月1日であることが確認でき、申立期間中は適用事業所となっていないが、申立人及び同僚の陳述から、申立期間当時におい

て同事務所には少なくとも6人の従業員が常時勤務していたことものと推認されることから、同事務所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期入社と同僚の給与支払明細書の保険料控除額から、昭和47年2月及び同年3月は10万4,000円、同年4月から同年11月までは12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間においてA社B支社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月1日から平成元年1月31日まで  
社会保険庁の記録によれば、A社に勤務していた昭和62年12月1日から平成元年1月31日までの期間の標準報酬月額が15万円とされているが、当時、実際には40万円ぐらいの給与を受け取っていた覚えがある。

元事業主に照会したところ、厚生年金保険に関する資料はすべて破棄処分済みとのことで、申立期間当時の標準報酬月額は分らなかったが、給与の額は記憶どおり40万円ぐらい(交通費は除く。)であったことは確認できた。

給与明細書等当時の標準報酬月額を証明できる資料は無いが、申立期間について、標準報酬月額を実際の給与額に応じた金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格を取得した際(昭和62年12月1日)は41万円であったところ、申立期間途中の昭和63年3月9日に、被保険者資格の取得時にそ及して15万円に訂正処理されており、以降被保険者資格の喪失時(平成元年1月31日)まで15万円のままであったことが確認できる。

一方、A社の元事業主から、「申立人の在職時の給与は41万円で、退職するまで変更は無かった。当時、会社の経営状態がひっ迫していた時期であったことから、保険料負担軽減のため、途中から申立人に係る標準報酬月額を、厚生年金保険被保険者資格の取得時にそ及して、15万円に引き下げる届出を行っ



た。ただし、保険料は申立人が退職するまで訂正前の標準報酬月額に基づく金額を控除していた。」旨の陳述が得られた。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人について在職中は訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を控除していたと陳述しているところ、社会保険事務所に対しては途中で厚生年金保険被保険者資格の取得時に、そ及して標準報酬月額の訂正の届出を行ったことを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月28日から同年6月20日まで

私は、大学を卒業後、昭和39年3月から平成11年9月までA社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、昭和39年5月28日から同年6月20日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間については、新人研修中の期間で、昭和39年5月ごろまではA社C工場勤務しており、同年6月に入ってから同社D支社へ異動したことを覚えている。

会社から申立期間中の継続勤務を証明する在職証明書も受け取っているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録、辞令及び在籍証明書並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年6月20日に同社C工場から同社D支社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年4月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事

情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年6月1日から同年11月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日（昭和33年11月1日）に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から33年2月1日まで  
② 昭和33年6月1日から同年11月1日まで  
③ 昭和39年4月25日から40年10月1日まで

私は、従兄弟の紹介で昭和30年6月1日からA社に就職し、40年9月30日に同社を退職した。入社直後の厚生年金保険への加入については、30年11月1日から加入したことは承知している。また、33年2月から同年5月までの4か月は同社の仕事を個人事業主として請け負っていたので、その期間の厚生年金保険の記録が無いのは分かるが、それ以外の期間は継続して厚生年金保険に加入していた。

申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出された昭和33年10月及び39年4月の給与支払明細書により、当時A社では、厚生年金保険料を翌月控除していたことが確認できることから、少なくとも33年9月には、申立人は同社で社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたことが認められる。

また、申立人は、A社が専属下請けであったB社から、昭和40年5月21日付けで満7か年勤続表彰を受けていることから、33年6月ごろにはA社に

勤務していたことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の昭和33年10月の給与支払明細書の保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業し、事業主も死亡していることから確認できないが、仮に、事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき事業主による標準報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主が、昭和33年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年10月までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人は、昭和33年2月に請負による仕事を始めるまでA社に勤務したと申し立てている。

しかし、A社は、既に社会保険の適用事業所では無くなっており、当時の資料が残っていない上、同社の同僚から申立人の申立期間に係る保険料控除についての陳述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所の記録において、申立人は、昭和31年5月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、仮に、この資格の喪失を社会保険事務所が誤って記録したとしても、申立期間①においては、標準報酬月額算定基礎届が2回提出されるどころ、社会保険事務所が2回の算定基礎届の処理の際にも申立人の資格喪失処理の誤りに気付かないとは考え難く、申立人の当該資格の喪失は、社会保険事務所の記録どおりに事業主から届出が行われたものと考えられる。

申立期間③については、申立人は、A社に昭和40年9月30日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、昭和40年3月15日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私が入社したとき、申立人はA社の社員では無く、同社から請負により業務を行っていた外注先であった。」と陳述している。

また、A社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が、昭和39年4月25日の資格の喪失に併せて健康保険証を返還した旨の「証返」の記載が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月1日から41年8月12日までの期間については、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

### 第2 申立人の要旨等

- 1 氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月1日から44年1月15日まで  
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和40年3月1日となっている。同社には44年1月15日まで勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務していたことは推認することができる。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人及び同僚である申立人の実兄（長男）は、いずれも昭和40年3月1日に被保険者資格を喪失しているところ、同名簿において、当該資格喪失日以後の同年10月1日に標準報酬月額の定時決定がいったん記録され、その後取り消されている事蹟<sup>じせき</sup>が有り、申立人及び申立人の実兄（長男）の資格の喪失の手續がさかのぼって行われたものと考えられるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、当該被保険者名簿において、昭和41年10月以降は、申立人及び申立人の実兄（長男）のいずれにも標準報酬月額の定時決定の記録は無く、申立人の実兄（長男）の備考欄に「証返」、「8/12」の事蹟<sup>じせき</sup>が確認できることから、申立人も、申立人の実兄（長男）同様に、同年8月12日に健康保険証を社会保険事務所に返却しているものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和40年3月1日に資格

を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は申立人が健康保険証を返却したと考えられる41年8月12日であると認められる。

また、申立期間のうち、昭和40年3月から41年7月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和41年8月13日から44年1月15日までの期間については、当時の事業主は、「人事記録等の資料は一切無く、在籍期間及び業務内容等に係る記憶は不鮮明である。」としている。

また、A社の当時の経理責任者は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、同社において経理事務を担当していた者は、申立期間当時のことは「分からない。」としている。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和41年8月13日から44年1月15日までの期間については、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社（現在は、B社。）C支社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和18年3月22日）及び資格取得日（昭和19年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和18年3月は70円、同年4月から19年3月までは80円、同年4月及び同年5月は90円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月22日から19年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。昭和16年に入社し、25年に異動するまで、A社C支社で、同一業務に従事した。また、同一業務に従事した同僚は申立期間も労働者年金保険に加入しているのに、自分が加入していないことは考えられない。申立期間を、被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和17年11月18日に労働者年金保険の資格を取得し、18年3月22日に資格を喪失後、19年6月1日に同社において再度資格を取得しており、18年3月から19年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社が作成し保管する「厚生年金保険被保険者台帳」では、申立人は、昭和17年11月18日に被保険者資格を取得し、54年2月1日に資格を喪失したと記録されている。

また、A社C支社に係る社会保険事務所の健康保険労働者年金保険被保険者



名簿において、申立人と同様に、同一の業務に従事していた複数の同僚に、申立期間も労働者年金保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和18年3月は70円、同年4月から19年3月までは80円、同年4月及び同年5月は90円とすることが相当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和18年3月から19年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年6月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月4日から50年11月1日まで

私は、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同時に入社した同僚は申立期間に係る厚生年金保険の記録があるので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと申し立てているところ、申立人提出の「失業保険被保険者証」及び複数の同僚の陳述から、申立人は申立期間についても同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時期にA社に入社した二人の同僚は、いずれも同社に入社した日から厚生年金保険に加入したと陳述しており、このことは同社に係る被保険者名簿からも確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後に同社で被保険者資格を取得している者を抽出し、回答が得られた5人の同僚はいずれも入社と同時に厚生年金保険に加入したと陳述している。

加えて、上記同僚のうちの3人からは、「申立人は申立期間当時、正社員として勤務していた。A社では、社員はすべて厚生年金保険に加入しており、その取扱いに差異は設けられていなかった。」旨の陳述も得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年11月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和59年12月2日に解散しているため、事業主等の所在も不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立てどおりの資格取得届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る49年6月から50年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月5日から同年7月24日まで

私の厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和41年3月から、申立期間もA社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、E健康保険組合の加入証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和42年7月24日に同社C支社から同社C支社D工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が保存されておらず不明としているものの、当時のA社C支社作成の被保険者台帳においても、申立人の資格喪失日は、社会保険庁の記録どおりの昭和42年6月5日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和42年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和52年8月1日から同年11月1日までの期間については、事業主は、申立人がA社(現在は、B社。)において、同年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から46年3月まで  
② 昭和46年8月から49年12月まで  
③ 昭和52年8月1日から同年11月1日まで

私は、昭和42年4月から46年3月まで及び同年8月から49年12月まで、C社にD業務従事者として勤務していたが、社会保険事務所では、厚生年金保険に加入した記録が無い。

また、昭和52年8月1日から55年1月31日まで、A社に勤務していたが、社会保険事務所では、52年11月1日からの加入記録しか無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、同僚の陳述内容から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳及びE市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人が、昭和52年8月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間③を含む同年8月から53年3月までの国民年金保険料について、同年6月1日に還付を受けていることが確認できる。この国民年金保険料の還付は、当該被保険者名簿の備考欄にA社に係る厚生年金保険

記号番号が記載されていることから、社会保険事務所が、申立人が 52 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことを確認した上で、申立人の同期間における「厚生年金保険の加入」を事由として、還付したものと考えられる。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 52 年 8 月 1 日に A 社に係る被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和 52 年 11 月の社会保険事務所の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立期間①及び②については、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断して、申立期間①の一部及び申立期間②において、申立人が C 社に勤務していたことは認められる。

しかし、C 社の現在の総務担当者は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、「当時の資料は無いが、当時厚生年金保険に加入させていた者は、事業主以下の事務職と当社が新規適用事業所となった昭和 40 年 7 月以前から勤務していた D 業務従事者のみであり、それ以外の D 業務従事者については加入させていなかった。」としている。

また、申立期間において C 社の総務担当者であった元従業員も、「申立期間当時、D 業務従事者については厚生年金保険に加入させていなかった。」と陳述しているところ、申立人は、C 社においては、D 業務に従事していたとしている。

さらに、社会保険事務所の C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及び②において健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、社会保険庁の記録では、申立人は申立期間①の一部において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年8月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年5月から同年12月までは100円、19年1月から同年10月までは110円、同年11月から20年7月までは50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月22日から20年8月ごろまで

私は、昭和17年6月から20年5月ごろまでA社（現在は、B社。）で勤務し、同年6月又は同年7月にC隊に入隊し、終戦までC隊に所属した。

昭和18年5月にA社を退職したことは無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日欄には同上を示す「ㄥ」が記載されている。これは、同名簿において申立人の4人前に記載されている被保険者の資格喪失日が、昭和18年5月22日と記載されており、以降申立人に至るまで連続して同欄に「ㄥ」と記載されているものであり、このことから、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の資格喪失日が同日と記録されているものと考えられる。

しかし、当該被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が資格喪失日とされる日より後の昭和19年11月1日に改定された記載があるほか、申立人の備考欄には、20年6月23日に、徴集又は召集期間の保険料が免除とされる旨の、旧健康保険法62条の該当者となったことが記載されている。

また、当該被保険者名簿において、申立人の前に記載されている3人の被保

険者については、資格喪失日欄の記載は申立人と同じ「㍷」であるが、社会保険庁のオンライン記録では、資格喪失日は、いずれも昭和 20 年 8 月 25 日と記録されている。

さらに、申立人と同様に、A社から同じC隊に入隊した元従業員 2 人は、いずれも当該被保険者名簿に旧健康保険法 62 条該当の記載があり、また、社会保険庁のオンライン記録では、2 人とも資格喪失日は昭和 20 年 8 月 25 日と記録されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 8 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和 18 年 5 月から同年 12 月までは 100 円、19 年 1 月から同年 10 月までは 110 円、同年 11 月から 20 年 7 月までは 50 円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和25年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年10月は2,000円、同年11月及び同年12月は3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から26年1月1日まで

私は、昭和25年10月1日からA社に勤務したが、社会保険事務所の記録では、26年1月1日から厚生年金保険に加入とされている。

申立期間の給料明細書を保管しているので、申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書から、申立人が申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、給料明細書の保険料控除額及び社会保険事務所の記録から、昭和25年10月は2,000円、同年11月及び同年12月は3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主も死亡しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和21年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を330円とすることが必要である。

なお、事業主が申立に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から同年7月31日まで

私は、昭和21年4月1日にA社に入社し、3か月後の同年7月1日に正社員として採用され、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。社会保険庁の記録では、その取得日につき、同年8月1日となっているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の陳述及び同社から提出された申立人に係る「厚生年金被保険者台帳」から判断すると、申立人が同社に昭和21年4月1日に入社し、53年\*月\*日に定年退職するまで継続して勤務していたことが認められる。

また、当該台帳によると、A社における最初の配属先であるC支店における被保険者資格日を昭和21年8月1日と記載した後に同日付けの標準報酬月額の変更記録に訂正し、同訂正記録の上部に「昭和21年7月1日 取」と追記していることが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管しているA社C支店の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の取得日を昭和21年8月1日、標準報酬等級適用年月日を同年10月1日と記載していることが確認でき、同社C支店から社会保険事務所に対して、申立人の被保険者資格取得日及び標準報酬等級適用日の訂正手続が行われなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年8月の社会保険事務所の記録及びB社が保管する厚生年金被保険者台帳の記録から、330円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が提出した申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、当初資格取得日を「昭和21年8月1日」と記載した記録があることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 11 月 5 日から 22 年 4 月 15 日まで  
② 昭和 22 年 8 月 3 日から 28 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 28 年 4 月 22 日から 29 年 8 月 1 日まで

ねんきん特別便が届いたので社会保険事務所へ説明を求めに出向いたところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みであると聞かされた。A社ではB業務の仕事をしていましたが、次第に業績が悪くなり辞めざるを得なくなった。その後、しばらくして見に行ったら、人気も無く使っていた設備も無かった。脱退手当金は受け取っていない。調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年1か月後の昭和30年9月12日に支給されたこととされているほか、最終事業所であるA社の被保険者名簿に記載されている申立人の前後30人程度の被保険者について、脱退手当金の受給状況を確認すると、申立人を含め2人と少ないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する際、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前及び中間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求とされている。しかしながら、申立人が請求を行った場合、申立期間を含む5回の被保険者期間のうち、3回の申立期間に係る被保険者期間のみを請求し、2回の被保険者期間を失念するとは考え難いことから、申立人が請求したと考えることは不自然である。

さらに、申立人のA社の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が無い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和33年10月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月14日から35年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間もA社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和33年10月14日にA社本店からA社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明であるとしているが、仮に事業主が申立てどおりの資格取得を届けた場合、その後に昭和34年の算定基礎届も行うこととなるが、そのいずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えることからは、事業主は申立てどおりの資格取得届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年10月から35年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険

料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和47年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月26日から同年6月5日まで

私は、昭和44年4月1日から現在まで継続してA社に勤務しているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、47年5月26日から同年6月5日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

当時、A社C工場から同社B工場に転勤しただけであり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、A社提出の人事記録及び厚生年金基金の加入員台帳から判断すると、申立人が、申立期間を含め継続して同社に勤務し（昭和47年5月26日に同社C工場から同社B工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年5月の厚生年金基金の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日は、社会保険庁の記録どおりの昭和47年6月5日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと

認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月1日から40年1月1日まで

私は、昭和26年3月19日にA社に入社後、62年6月末まで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和39年12月が厚生年金保険の未加入期間となっている。当時、A社B支店から同社C支店に転勤しただけであり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、A社作成の職歴証明書及び申立人が退職時に同社から交付された厚生年金保険被保険者記録票から判断すると、申立人が、申立期間を含め継続して同社に勤務し（昭和40年1月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年11月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月29日から同年10月1日まで

私は、平成元年5月1日にA社に入社し、7年6月16日に同社を退職するまで、同社及び同社系列会社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、元年9月29日から同年10月1日までの1か月が厚生年金保険の未加入期間となっている。

当時、A社から同社系列のB社に異動しただけであり、給与その他に何ら変動は無かったと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の在籍期間に関するA社からの回答及び同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は、同社及び同社の系列会社に継続して勤務し（平成元年10月1日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年8月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成元年9月29日とする社会保険庁の記録どおりの届出を行ったとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申

立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年9月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月3日から同年10月1日まで

私は、A社に勤務していた期間の給与から2か月の厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者期間は1か月しかない。

申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険加入記録及び事業主の証言から、申立人は、A社に申立期間も含め継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和61年10月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、資格取得日について、昭和61年9月3日として届け出るべきところを同年10月1日と届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和 29 年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 27 年 3 月から、申立期間も A社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の退職者一覧台帳及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和 29 年 7 月 1 日に同社B支社から同社C支社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 29 年 5 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、同時期に異動した者の資格の取得及び喪失日を確認すると、申立人と同じように複数名欠落していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 6 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間にかか

る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については3万3,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社(現在は、B社。)に昭和42年4月1日に入社し、43年9月30日まで継続勤務したが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社人事部の職歴証明書、A社の職員カード及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社厚生年金基金のA社に係る加入員台帳には、申立人の同社C支店における資格喪失日は昭和43年10月1日と記載されている。また、同社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和43年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。





## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から62年3月まで

私は、昭和58年12月に、A県B市（現在は、A県C市。）に自宅を新築し、翌年1月に家族そろって移り住んだ。

その時から、私が毎月夫婦二人分の国民年金保険料を、水道料及び部落会費等と一緒に地区の班長に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年1月から夫婦二人分の国民年金保険料を自治会組織を通じて納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていると申し立てている。

しかし、A県C市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和61年度納付記録の備考欄に「未」の記載があり、この記載について、同市は、納付済みとされている62年度保険料が納付された際に、それ以前の期間が未納となっていることが判明したので、61年度の欄にそのように記載したと考えられるとしている。

また、申立人が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の妻も、申立期間の保険料は未納と記録されている。

さらに、申立期間は39か月と長期間であり、これだけの長期間にわたって、市町村及び社会保険事務所が納付記録の事務的過誤を繰り返したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年7月から同年9月まで

昭和53年6月に夫が厚生年金保険の加入期間であったが、私自身、身体が弱く老後の生活が心配で国民年金に任意加入して保険料を納付してきたが、59年に夫がA業務を始めることになっていたため、A業務を始める前の58年9月に国民年金の加入を辞めた。所持している年金手帳に被保険者資格の喪失が同年9月29日となっているのでこの日に辞める手続きをしたと思う。しかし、どこで手続きをしたかの記憶は無い。

申立期間のうち、昭和58年7月及び同年8月の保険料は、前もって送られてきていた1か月の納付書12枚のうち同年7月及び同年8月の納付書で毎月、銀行で納付した。しかし、同年9月の保険料については、送られていた同年9月の納付書で資格の喪失前までに納付したのか、又は辞める手続きの時に納付したかの記憶は定かでない。私の性格として途中で辞めることは無いので、同年9月に国民年金を辞めたので同年9月まで保険料を納めていると思う。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入の被保険者資格喪失が昭和58年9月29日となっているので、この日まで保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、社会保険庁の記録から、昭和53年6月26日に任意加入した後、58年9月29日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。この場合、申立期間のうち、同年9月は国民年金の未加入期間となり保険料を納付することはできない期間である。

なお、申立人の夫は昭和57年に厚生年金保険の資格を喪失をしており、申立人は、この時点で国民年金の任意加入から強制加入の手続きが必要であるが、

その手続がなされないまま 58 年 9 月に任意加入の資格を喪失しており、国民年金に対する理解が必ずしも深かったとはいえない。

また、申立期間直後の納付記録をみると、昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの期間が国民年金の未加入期間、また、同年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間が保険料の未納期間であることが確認できる。この点について申立人は、生活が苦しくて保険料が支払えなかったと陳述しており、申立期間の保険料についてもこのような事情で納付が滞ったことも否定できない。

さらに、申立人は、国民年金被保険者資格の喪失手続及びその当時の保険料納付に関する記憶が定かでなく、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 5 月までの期間及び同年 8 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 12 月から 63 年 5 月まで  
② 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 63 年 4 月に A 県から B 市に引っ越してきた。平成 2 年 5 月又は同年 6 月ごろ、B 市役所から未納になっている国民年金保険料を支払うようにはがきが届き、電話で問い合わせると市役所窓口を持ってくるように言われた。

お金 (23 万円ぐらい) を持って窓口に行き、男性職員に「銀行に振り込むのではないのか。」と聞くと「ここでもらう。」と言われ支払い、65 歳になったときの受給額も「月々、3 万円ぐらい。」と聞いたことを覚えている。

その後も納付書を使って銀行で納めていたが、平成 5 年ごろ手続のことで市役所に電話をすると、「入金が無い。」と言われびっくりし、何度も B 市役所に行って説明したが分かってもらえなかった。領収書は、引っ越しの時に無くしてしまったのか見当たらない。

転居の度に国民健康保険と国民年金は、窓口に行き手続をしてきたので記録が無いのは納得できない。必ず納めたので認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 5 月又は同年 6 月ごろ、B 市からの督促を受け過年度保険料 23 万円をまとめて B 市の国民年金窓口で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、C 市の被保険者名簿から、平成 9 年 4 月 4 日に国民年金加入手続を行い、昭和 41 年 3 月までさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できる。この場合、国民年金加入手続を行った時点 (平成 9 年 4 月 4 日) までは申立期間を含む昭和 41 年 3 月から平成 9 年 3 月までの期間は国民年金未加入として管理されており、2 年 5 月又

は同年6月に申立期間①及び②の保険料を納付することはできない。

また、B市では過年度保険料の収納事務を取り扱っておらず、B市の窓口で過年度納付したとする申立てと符合せず、申立人がさかのぼって納付したとする平成2年5月又は同年6月の時点においては、申立期間①のうち、昭和62年12月から63年3月までの保険料は時効の成立により、制度上、納付することができない期間となっている。

さらに、申立人は、平成9年5月に現在所持している青色の手帳が交付されるまで年金手帳を持ったことが無く、住所変更の手続の時も年金手帳の提示を求められたことは一度も無いと陳述しており、転居の度に国民年金の住所変更手続を行っていたとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地であるB市において国民年金被保険者台帳を調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの期間並びに平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで  
② 平成元年2月及び同年3月

私は、20歳に到達した昭和46年ごろ、当時居住していたA県で国民年金の加入手続をし、その後、B市役所に国民健康保険の手続をしに行った際、国民健康保険と国民年金はセットだから、必ず支払うように指導された。以後、C市、B市、D市、C市、D市と転居したが、その都度、転居等の手続を転居先の役所できちんとして行っていた。

申立期間①当時はC市に居住しており、毎月納付書で銀行、郵便局又はC市役所の支所で納付していた。保険料を納付すると、領収書をももらったが、紛失してしまった。

申立期間②当時は、D市に居住しており、記憶では毎月納付書で銀行、郵便局又はD市役所の支所で納付していた。保険料を納付すると、領収書をももらったが、紛失してしまった。

未納とならないようにずっと保険料を納付してきたと思うのに、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年度の保険料を、当時居住していたC市の自宅に送付されてきた納付書で、平成元年2月及び同年3月の保険料を、当時居住していたD市の自宅に送付されてきた納付書で、それぞれ毎月、市役所又は銀行等の金融機関で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の住所の転出入履歴の分かる戸籍の改製原附票と保険料の納付記録を確認してみると、改製原附票では、申立人は昭和 60 年 2 月 19 日に D 市から C 市に転入し住所を定め、その通知が同年 2 月 28 日になされている。しかし、C 市に保管されている昭和 59 年度及び 60 年度の保険料収滞納一覧表には申立人の氏名は見当たらない。当時、C 市では機械化による納付書発行を行っており、C 市における国民年金被保険者の一覧でもある保険料収滞納一覧表に氏名が記録されていなければ、納付書は発行されず、現年度納付できない。このことは、C 市役所で申立人が住所転入手続をした際、同時に国民年金の移動手続をしなかったため、同市役所は、転入してきた申立人が国民年金加入者であると分からずに、転入後最初の年度となった昭和 60 年度（昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで）の現年度保険料の納付書発行ができなかったと考えられる。さらに、前住所地であった D 市においても、昭和 60 年 2 月に C 市に転出したため、昭和 60 年度の納付書は発行されない。

加えて、申立期間①の保険料をさかのぼって過年度納付した可能性については、申立人に 1 年分の保険料をまとめ払いした記憶は無く、納付書の形状に関しても、過年度用の納付書で納付した記憶が定かではなく、保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

また、申立期間②について、申立人の年金記録をみると、平成 2 年 9 月 10 日に社会保険事務所から納付書が発行されていることが確認できる。当該納付書は、その発行時点において未納であった元年 2 月及び同年 3 月の督促をするために定時で作成された過年度納付書であったと考えられる。しかし、申立人は、毎月納付したと申し立てており、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶や過年度用の納付書で納付した記憶が定かではなく、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

さらに、昭和 60 年の機械化以降の過年度納付処理は、金融機関から社会保険事務所へ送付される領収済通知保険料額と、金融機関から E 銀行へ振り込まれる保険料額とを毎日突き合わせており、記録の誤りは極めて発生し難いと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年4月まで

私は、私の母が、私の大学在学中の昭和63年4月から国民年金に加入手続きをし、保険料は納付書がくるたびに納付期限内に、私の母が毎月納付していたと記憶している。上記期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中の昭和63年4月からA市で国民年金に任意加入し、同年4月以降、厚生年金保険被保険者資格を取得した平成2年4月まで、保険料を納付していたはずであると申し立てている。

そこで、A市の電算化されたデータを確認すると、昭和62年4月から平成9年4月までの期間は未加入（調査）期間であった記録で、申立人が国民年金の新規資格を取得したのは、厚生年金保険を喪失した後の平成9年5月1日（届出日は平成9年11月27日。）となっている。

さらに、社会保険庁の記録を確認しても、平成9年5月1日に新規資格の取得となっており、申立期間は、記録上任意未加入期間である。

このため、申立期間については納付書が発行されず、保険料納付をすることができない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情もみられなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの期間、52年4月から53年3月までの期間及び54年4月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年12月まで  
② 昭和52年4月から53年3月まで  
③ 昭和54年4月から60年9月まで

私の亡妻は、集金に来た市役所の職員に、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②及び③のうち、昭和54年4月から60年3月までの期間は、私の亡妻も、私も免除の手続を行ったことは無く、私が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付した。さらに、申立期間③のうち、60年4月から同年9月までの期間は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付した。

上記期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その亡妻が申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付し、申立期間②及び③は申立人が国民年金保険料を金融機関で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間①に係る国民年金印紙検認記録欄には、本来納付があれば押されるべき検認印が認められず、現年度納付がなされたとは考え難い。市では集金人による過年度納付保険料を収納しないことから、集金人に保険料を納付したとする申立人の陳述と符合しない。また、申立人の亡妻の納付状況をみると、社会保険庁の記録から、申立期間①は未納とされていることが確認でき、夫婦二人分の保険料を同時に納付したとする申立内容と符合しない。

次に申立期間②について、申立人の納付記録をみると、A市の被保険者名簿及び特殊台帳のいずれの記録からも申請免除の処理がなされていることが確

認できる。また、申立人の亡妻も同期間の保険料は申請免除がなされており夫婦二人分の保険料を納付していたとする陳述と符合しない。

また、申立期間③について、申立人の納付記録をみると、A市の被保険者名簿及び特殊台帳のいずれの記録からも申立期間③のうち、昭和54年4月から60年3月までの期間の保険料は申請免除の処理がなされていることが確認できる。また、申立人の亡妻は申立期間③のすべての期間の保険料が申請免除されており夫婦二人分の保険料を納付していたとする陳述と符合しない。

さらに、申立人及びその亡妻の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、夫婦共に申立期間②直前の昭和50年4月から51年3月までの期間の保険料は52年12月に過年度納付されていること、51年4月から52年3月までの期間の保険料は申請免除とされていたが同年12月に追納されていること、申立期間②から③へと続く53年4月から54年3月までの期間の保険料は申請免除とされていたが追納されていることが確認できるほか、申立人は申立期間③直後の60年10月から61年7月までの期間の保険料は62年10月に過年度納付されており、申立人の亡妻は60年10月から61年3月までの期間の保険料は申請免除、続く同年4月から同年7月までの期間の保険料は62年10月に過年度納付されていることが確認できる。これらのことから、申立期間②及び③を通じ、保険料納付が滞った何らかの事情があったと考えられる。

加えて、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、昭和60年10月から61年7月までの期間の保険料は62年10月に納付されていることが確認でき、同年10月時点で60年6月以前の期間の保険料は時効により制度上納付できなかったと考えられる。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの期間及び同年11月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年9月まで  
② 昭和58年11月から61年2月まで

私は、昭和48年3月ごろ、結婚を契機に夫婦で夫婦二人分の国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。

昭和58年2月に夫は厚生年金保険に加入したが、私は、引き続き国民年金に任意で加入し、保険料をA市役所窓口で納付してきた。

社会保険事務所の記録では、昭和58年11月に任意加入資格を喪失したとされているが、喪失手続きをした記憶は無く、61年3月に就職するまでは国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①が未納とされ、申立期間②が未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金保険料を市役所の窓口で現年度納付してきたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録をみると、申立期間①直後の昭和58年10月の国民年金保険料が61年1月27日に過年度納付されていることが確認でき、また、その時点で、申立期間①の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

申立期間②については、申立人の国民年金記録をみると、申立人は昭和58年2月1日に国民年金に任意加入し、同年3月まで保険料を納付した後、申立期間①を含む未納期間を経て、同年11月25日に被保険者資格を喪失していることが分かるが、申立人は、この資格の喪失について喪失申出を行った記憶は無いとしている。

しかし、社会保険事務所の申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和58年11

月 25 日に任意被保険者資格を喪失した旨の記録とともに、納付記録の同年 11 月の欄に「喪失申出」の押印が確認でき、また、A 市の国民年金被保険者名簿においても、同日に任意加入被保険者資格を喪失した旨の記録が確認できることから、当時、申立人の資格の喪失にかかる申出が行われたものと考えるのが自然である。

また、申立期間②は、未加入とされていることから、市役所又は社会保険事務所から申立人に保険料の納付書が送付されたとは考え難く、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から58年3月まで  
私は、昭和53年1月ごろ、知人に勧められたことがきっかけで国民年金に任意加入し、その後は、近所の金融機関で保険料を納付してきた。  
それなのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、申立人は、昭和53年1月19日に国民年金に任意加入し、57年6月まで保険料を納付した後、未納とされている申立期間を経て、58年4月29日に被保険者資格を喪失していることが分かる。

申立人は、この国民年金被保険者資格を喪失する直前の昭和57年7月から58年3月までの期間の保険料について納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る社会保険事務所の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においては、いずれも未納となっている。

また、申立期間は、申立人が任意加入していた国民年金被保険者資格を喪失する直前の期間であり、申立人は、何らかの理由により保険料の納付が困難になったことから資格喪失届を行ったと推認され、申立期間の保険料は納付されなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入するように役所から何度も催促されたことから、昭和42年4月ごろに妻がA区役所に出向いて、国民年金の加入手続をし、窓口で国民年金手帳を受け取った。以降は妻が、毎月役所に出向いて夫婦二人分の保険料を納付していた。

私たちの年金手帳の昭和42年度分の検認台紙欄に割印がしてあり、区役所の人に「毎月の印が押してなくても半分のページが切り取ってあれば納付済みですから安心してください。」と言われたので、納付済みであると疑いもしなかった。

申立期間の保険料は納付しているので納付済みと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月ごろに国民年金に加入し、以降は妻が区役所で夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号は、昭和43年8月10日に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認でき、42年4月に加入したとする申立人の陳述と符合しない。また、払出時点では、申立期間の保険料について、過年度納付は可能であったものの、その場合、毎月区役所で現年度納付していたとする陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦が所持する年金手帳を見ると、この期間について、契印による割印の処理がなされた上、検認台紙が切り取られているものの、検認記録欄には現年度納付した場合に押されるべき検認印は認められない。

さらに、申立人はこの契印による割印を持って申立期間が納付済みであると主張している点について、市では、夫婦二人分の手帳記号番号払出時点においては、申立期間の保険料は現年度納付できず、検認台紙欄が不要となることか

ら役所が切り離したことを証するために押印したものであるとしており、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、夫婦二人分を一緒に納付していたとする妻の納付記録も、この期間は未納である。

そのほか、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について確認するため、同払出簿の調査及び別読みによる氏名検索を行うも、その存在は確認できなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び平成13年3月から14年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで  
② 平成13年3月から14年1月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入するようにと役所から何度も催促されたことから、昭和42年4月に私がA区役所で国民年金の加入手続をし、窓口で年金手帳を受け取った。以降は私が毎月区役所に出向いて夫婦二人分の保険料を納付していた。

私たちの年金手帳の昭和42年度分の検認台紙欄に割印がしてあり、区役所の人に「毎月の印が押してなくても半分のページが切り取ってあれば納付済みですから安心してください。」と言われたので、納付済みであると疑いもしなかった。(申立期間①)

平成13年3月から14年1月までの11か月に関しては、しばらくの間未納があることを知っていたので、B市に納付書を送ってもらい郵便局の簡易保険の満期分で納付した。いつも夫婦二人分の保険料を納付していたのに、この間だけ夫の分しか納付していないことは無い。(申立期間②)

申立期間①及び②の保険料は納付しているので、納付済みと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和42年4月ごろに国民年金に加入し、以降は、申立人が区役所で夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号は、昭和43年8月10日に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認でき、42年4月に加入したとする申立人の陳述と符合しない。また、払出時点では、申立期間の保険料について、過年度納付は可能であったものの、その場合、毎

月区役所で現年度納付していたとする陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦が所持する年金手帳を見ると、この期間について、契印による割印の処理がなされた上、検認台紙が切り取られているものの、検認記録欄には現年度納付した場合に押されるべき検認印は認められない。

さらに、申立人はこの契印による割印を持って申立期間が納付済みであると主張している点について、市では、夫婦二人分の手帳記号番号払出時点においては、申立期間の保険料は現年度納付できず、検認台紙欄が不要となることから役所が切り離したことを証するために押印したものとしており、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、夫婦二人分を一緒に納付していたとする夫の納付記録も、この期間は未納である。次に、申立期間②について、申立人は、自身が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、この期間直後の平成14年2月から15年3月までの14か月について16年3月17日にまとめて過年度納付を行い、継続する平成15年度12か月分は平成15年4月22日に前納していることが社会保険庁の電算記録から確認できる。一方、申立人の夫の納付記録をみると、申立期間②及びこれに継続する同年2月までの22か月について、申立人が平成15年度分を前納した平成15年4月22日にまとめて過年度納付していることが同様に確認できる。このように、当時は、夫婦二人分の納付日は相違しており、いつも夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人が直後の14か月の保険料を過年度納付した平成16年3月17日時点では、この期間は時効により、既に納付できない期間になっている。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について確認するため、同払出簿の調査及び、別読みによる氏名検索を行うも、その存在は確認できなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から63年9月まで

昭和52年9月ごろに市役所で国民年金の加入手続をした。その時に、さかのぼって2年分の保険料を納付するように市の職員に言われたので、同年11月ごろに厚生年金保険の加入期間後からの2年分の保険料27万6,300円を納付した。2年分のまとめ払い後からは、6か月ごとに保険料5万9,800円を納付したはずである。

納付記録を捜したところ、申立期間の領収書の一部が見つかったので、領収書と年金手帳を社会保険事務所に渡した。しかし、後に領収書と年金手帳を預かっていないと社会保険事務所から言われ、記録訂正がされないので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和52年9月ごろに加入手続を行い、その際、2年分の保険料27万6,300円をさかのぼって納付した後は、6か月ごとに保険料5万9,800円を納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の申立期間当時居住していた住所地を管轄する社会保険事務所において、手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人の手帳記号番号が払い出された痕跡は見当たらなかった。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料は納付することはできない上、この点については、加入手続を行ったとする市において、手続を行った場合に作成されるべき被保険者名簿が不存在である状況と符合している。

また、申立人が加入手続の際、市の職員から納付勧奨を受け、さかのぼって納付したとする昭和50年11月から52年10月までの2年分の保険料27万6,300円は、当時の保険料額3万7,700円と大幅に相違しているほか、申立人

が過年度納付したとする市の窓口では、過年度保険料を取り扱っておらず、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間は156か月間と長期にわたっており、行政側がこれほど継続して事務的処理の誤りを行ったとは考え難い。

加えて、旧姓を含めた別読みによる氏名検索を行ったが、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 3040

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から46年3月まで

国民年金手帳を昭和41年6月1日付けで受領している。以後、区役所から集金人が来て、保険料を納めた。金額は定かではないが、1か月100円ぐらいだったと思う。また、茶色い印紙をもらった記憶があり、年金手帳に挟んでいたが、事業を整理した際に国を信用していたので捨ててしまった。確かに納付した記憶があるのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年6月1日付けで国民年金手帳の交付を受け、その後は集金人に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人が所持する昭和41年6月1日発行の国民年金手帳を見ると、申立期間である昭和41年度から45年度までの印紙検認記録欄に検認の押印が認められないほか、手帳右側の印紙検認台紙に印紙の貼付は無く、切り取られていないことが確認でき、当時は、集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、A市では、昭和41年度に適用対策として、納付の意思に関係無く未加入者に対して、年金手帳を送付していたとしている。

さらに、申立人は、昭和46年11月26日発行の年金手帳を所持しており、発行時点では納付することができない昭和42年度から45年度までの印紙検認台紙が切り取られているとともに、昭和46年4月から保険料納付を開始していることが印紙検認記録から確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人は、昭和41年度に市が実施した適用対策により年金手帳の交付を受けたものの、当初は、保険料納付がなされず、35歳を迎える46年度に受給権確保の観点から、市による納付勧奨を受け、昭和

46年4月から保険料納付を開始したと考えるのが相当である。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、住所地を管轄する社会保険事務所において、同払出簿の縦覧調査を行い、氏名の別読みによる検索を行ったが、その存在は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年5月まで

母の話によれば、市の職員の方が何度か集金に来られ、「年金受給が近づいていますので未納分を一括で納めて下さい。その方が年金は多くもらえます。」と再三言われたので、周囲の人に相談した末に、母が父の未納分を一括で納めた。多額だったので間違いなく納付した記憶が残っている。正確な金額は覚えていないが、何万円という額ではなく、20万円から30万円という額だったと思う。しかし、申立期間が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、戸別訪問による納付勧奨を受け、申立期間の保険料について20万円から30万円の金額を一括して過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、申立期間直後の平成元年6月から60歳に達する4年2月までの保険料を3年7月から4年5月にかけて分割して過年度納付していることが社会保険庁の記録から確認できる。この場合、最初の過年度納付が確認できる3年7月時点では、申立期間の保険料については時効が成立しており、既に納付できない期間になっている。

また、仮に、申立期間の保険料を一括納付したとすると合計額は50万7,880円であり、20万円から30万円ぐらいを納付したとする陳述とは符合しないほか、申立期間は6年を超えることから、制度上、すべての期間を一括で過年度納付することはできない。他方、分割して過年度納付した保険料合計額は27万9,800円であり、金額的に申立人の陳述と符合している点を踏まえると、この間の事情について、何らかの錯誤が存在する可能性も否定できない。

さらに、申立人の妻に係る市の電算記録及び収滞納一覧表を見ると、申立期間については、当初は申立人と同様未納であったことが確認できる。

加えて、申立人は既に亡くなっており、保険料を一括で納めたとする申立人の妻からは当時の状況を聴取することができず、ほかに申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から48年3月まで

昭和42年12月ごろ、当時私は妻と一緒にA業を始めていたが、今後も会社勤めはしないだろうという見通しがあったので、妻と一緒にA市役所で国民年金の加入手続をした。妻が今なら20歳の時点にさかのぼって保険料を納付できるというので、加入当初私も2年ほどさかのぼって納付し、その後はおおむねその年度の保険料を定期的に納付していた。保険料は市の年金課から送られてくる納付書によって、妻が私の分も一緒に夫婦二人分を市役所又は郵便局で納付していた。加入当初の保険料額は月額200円ぐらいだったと思うが、当初はさかのぼって2か月ほどまとめて月々400円ぐらい納付していたと思う。65歳になって年金を受給する時、年金額が予想より少なかったため、妻に過去の年金記録を調べてもらったが、納付したはずの期間が未納とされていた。報道で年金の記録漏れが数多くあることを知り、自分の場合も記録漏れがあるとしか思えないので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月ごろ妻と一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その際2年ほどさかのぼって保険料を納付し、加入後はおおむね定期的に保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、昭和50年11月15日に夫婦一緒に夫婦二人分の加入手続を行っていることが市の被保険者名簿から確認できる。また、この点は通常加入手続から数週間程度経過後に処理される国民年金手帳記号番号払出簿の払出日が同年12月22日になされていることと符合している。この場合、加入手続時点においては、申立期間の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、42年12月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の保険料納付を任されていたその妻は、納付方法として納付書を用いての納付しか経験したことが無く、印紙検認方式による納付の経験が無いと陳述している。一方、市では、申立期間のうち、昭和49年3月以前については、印紙検認方式により保険料を収納しており、加入時に2年程度さかのぼって納付した後は、おおむね定期的に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間の夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の納付記録をみると、申立期間については未納とされていることが社会保険庁の納付記録から確認できる。

加えて、申立人が加入手続時に2年程度さかのぼって保険料を納付したとする点についてみると、申立人は、加入後間もない昭和51年1月17日に申立期間直後の48年4月から50年3月までの2年間の保険料を一括して遡及<sup>そきゅう</sup>納付していることが市の名簿によって確認できることから、この間の事情と錯誤している可能性も否定できない。

このほか、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を実施するも、その存在は確認されなかったほか、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月から39年3月まで

私は、夫の父親が夫と一緒に私の国民年金の加入手続きも行ってくれているものと思っていたが、その後、私に区役所から国民年金に加入するよう通知がきたので、私だけ加入手続きが行われていないことが分かり驚いた。

私は、きっちり国民年金に加入しておかなくてはならないと思い、何年ごろであったのかよく覚えていないが、多分、昭和36年ごろの8月に自分で加入手続きを行い、それ以来、保険料を集金人に納付してきた。

申立期間が未納とされているので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和39年8月20日に払い出されていることが、手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料となり、基本的に、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができない上、申立人も、過去の保険料をさかのぼってまとめ払いした記憶は無いと陳述している。

また、申立人の納付記録をみると、申立人が国民年金の加入手続きを行ったとみられる時期である昭和39年7月から保険料を納付していることが確認できるとともに、申立人は、申立期間直後の同年4月から同年6月までの過年度納付書を、保険料を納付しないまま所持している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず

なかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から48年12月まで

私は5人姉妹の長女で、姉妹は皆、短大を卒業してから結婚するまで、家業の店を手伝ってきた。姉妹の国民年金の加入手続は父又は母が行い、保険料については結婚するまで母が納付してくれていたと思う。

妹4人は、20歳から結婚するまで保険料が納付済みであるのに、長女の私だけ、始めの約5年間で未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人姉妹の国民年金の加入手続は、申立人の父親又は母親が行い、保険料については、結婚するまで母親が納付してくれていたと思うとしており、加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和51年4月16日に、次女及び三女と連番で払い出されていることが確認できることから、このころに3人同時に国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の特殊台帳を見ると、加入手続時点において納付が可能であった申立期間直後の昭和49年1月から50年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認でき、同時に加入手続が行われたとみられる次女及び三女についても、それぞれ20歳から48年12月までの期間は未納とされている。

一方、昭和30年生まれの四女及び35年生まれの五女については、それぞれ20歳に到達する年度内である51年3月及び55年6月に国民年金手帳記号番

号が払い出されているため、いずれもその時点で現年度納付が可能であった20歳から保険料を納付していることが、社会保険庁の記録により確認できる。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、ほかの読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人、次女及び三女に対し、有効な別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び44年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和44年7月から45年3月まで

昭和39年4月ごろに国民年金の加入を勧める通知がきたので、私が区役所に出向き、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その時、窓口の担当者から、過去の保険料を3年分さかのぼって納付できると言われ、その場で納付したことから、夫婦二人分の国民年金の加入日が36年4月1日とされた。

以降は、区役所から来る男性の集金人に、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付し、手帳に印紙を貼<sup>は</sup>ってもらっていた。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その場で過去3年分の保険料をさかのぼって納付したことから、国民年金の加入日が36年4月1日とされたと申し立てているが、国民年金の場合、国民年金制度が発足した同年4月1日現在において満20歳以上の者で、厚生年金保険等の被用者年金に加入していない者については、基本的に加入手続の時期及び保険料納付の有無にかかわらず、制度上、同年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得するものとされている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和41年12月ごろに夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに夫婦二人分の国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付することがで

きなかったものと考えられる。

また、申立人及びその夫の納付記録をみると、昭和39年4月から保険料の納付が認められることから、加入手続を行ったとみられる41年12月当時において、納付が可能であった昭和39年度及び40年度の2年分の過年度保険料並びに当該年度である昭和41年4月から同年12月までの現年度保険料を併せて、約3年分の保険料をさかのぼって納付したのと考えても不自然では無く、申立人が加入手続の際に3年分さかのぼって納付したとする保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人が、申立てどおり、昭和39年4月ごろに夫婦二人分の加入手続を行ったものとするれば、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人は、加入手続後は夫婦二人分の保険料と一緒に集金人に納付してきたと申し立てているが、一緒に納付してきたとする申立人の夫は、申立期間②は同様に未納とされている上、申立期間②以外にも未納期間が散見される。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの期間、46年9月から同年12月までの期間、49年4月から50年3月までの期間、52年1月から53年12月までの期間及び54年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年12月から46年3月まで  
② 昭和46年9月から同年12月まで  
③ 昭和49年4月から50年3月まで  
④ 昭和52年1月から53年12月まで  
⑤ 昭和54年10月から同年12月まで

私は、夫が会社を退職した昭和45年12年に国民年金に加入し、区役所の窓口又は郵便局で保険料を納付してきた。当時、経済的に余裕が無かったので、未納の催告もよくあったが、ある程度余裕ができてからは、未納が無いよう保険料を順番に納付していった。

また、昭和55年ごろ、私が就職しているのに納付書が送られてきたため、それを持って区役所へ返還に行った際、未納があると言われたので、家にあった領収書をすべて持参して窓口の担当者に見せると、「同じ番号の別人の納付になっていました。訂正しておきます。これで未納はありません。」と言われたことを覚えている。

上記期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入当時は経済的に余裕がなく、保険料の未納催告もよくあったが、ある程度余裕ができてからは、未納が無いよう保険料を順番に納付していったと申し立てているが、申立人から未納保険料を納付したとする期間及び納付時期等を推定できる具体的な陳述を得ることができなかった。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立人が国民年金の資格を取得した昭和45年12月からA市が印紙検認方式であった48年3月までの

期間のうち、保険料を納付していたことを示す検認印が確認できるのは、申立期間①直後の46年4月から申立期間②直前の同年8月までの5か月のみであることから、それ以外の期間は、現年度において未納であったものと考えられる上、申立人の特殊台帳を見ると、50年1月ごろに、申立期間②直後の47年1月から申立期間③直前の49年3月までの未納期間の保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、納付日時点において、申立期間①及び②は、制度上、納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、区役所の担当者に未納があると言われて、領収証書を持参した際、同じ手帳記号番号を持つ別人の納付として誤って記録されていたため、納付済みに訂正されたと申し立てているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、当時、手帳記号番号払出簿により一元管理されており、同じ手帳記号番号が複数の被保険者に払い出されることは考え難い上、申立人は、当時の領収証書を引っ越しの際に処分したとし、記録訂正されたとする期間についても、申立人から具体的な陳述を得ることができなかつた。

さらに、申立期間は5回に及び、当該期間は夫も同様に未納となっていることから、これだけの回数、夫婦同時に行政が事務的処理を誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①から⑤までの保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間①から⑤までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 3047

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、市の広報紙を見て国民年金制度を知り、昭和35年11月21日に任意加入の手続を行った。国民年金手帳は後に郵送されてきた。

保険料については、3か月に一度、市の職員と思われる女性の集金人に、元夫の分と一緒に夫婦二人分を納付しており、1か月の保険料は100円だった。

昭和38年4月以降は、集金人にお金を渡し、目の前で手帳に検認印を押してもらっていたのを覚えている。

申立期間については、集金人来てもらったくらいの記憶しか無いが、加入当初から2年間も納め忘れるとは思えない。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、納付記録のある昭和38年4月以降には、保険料を納付したことを示す検認印が確認できるが、申立期間である昭和36年度及び37年度については、検認印が認められない上、申立人は、これまで過去の保険料をさかのぼって納付したことも、未納の催告を受けた記憶も無いと陳述している。

また、申立人は、国民年金保険料を元夫の分と一緒に夫婦二人分を集金人に納付していたと申し立てているが、元夫の国民年金の資格取得日は、昭和48年4月28日であることから、申立期間は、元夫は国民年金の未加入期間であり、元夫の保険料と一緒に夫婦二人分を納付することはできなかつたものと考えられるほか、申立人は、申立期間における保険料の納付に関し記憶が明確で無く、当時の納付状況等の詳細は不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番

号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から39年6月までの期間及び42年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から39年6月まで  
② 昭和42年7月から48年3月まで

申立期間①については、私が会社を退職した後、父親が国民年金の加入手続をしてくれたと思うが、はっきりと覚えていない。国民年金保険料の納付は自分では行っておらず、父親がしてくれていたと思う。

申立期間②についても、保険料の納付については、自分では納付していないので、納付場所及び納付金額等は分からない。

おそらく父親が兄と一緒に納付していたと思うので、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年8月20日に、A区役所で兄と連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①の保険料は過年度納付が可能であり、申立期間②の保険料は現年度納付が可能である。

しかしながら、保存されている同区の被保険者名簿においても、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納となっており、また、連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の兄についても、当該期間の保険料は未納となっている。

また、上記とは別の国民年金手帳記号番号が、昭和48年3月31日に転居後の区役所において、国民年金未加入者に対する特別適用対策事業により、兄と共に職権で払い出されていることが確認できるが、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①及び申立期間②のうち、45年12月以前の国民年金保険料は、制度上納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記

号番号の払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の父親は既に他界しているため、申立期間①及び②の保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から52年3月まで

私は、A市内の店で働いていたところに、店の事務をしていた人に手続きをしてもらい、国民年金に加入した。

保険料は3か月ごとに店に訪れていた集金人に現金を渡して納付し、年金手帳の裏に印を押してもらっていた記憶がある。

結婚を契機にB市に転居した後も、店で働き、そこでもA市と同様に集金人に続けて保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市内で働いていたところに国民年金への加入手続きをし、国民年金保険料は3か月ごとに集金人に納付し、B市に転居した後も、同様に集金人に納付していたと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年7月19日にA市C区で払い出されていることが確認できる。

しかしながら、特殊台帳を見ると、申立期間直前の昭和43年7月から44年12月までの期間の国民年金保険料については納付済みの記録がある一方、同台帳では、その後申立人の所在は不明となり、59年7月30日になって所在が判明した旨の記録が確認できる。

これらのことから、A市C区の国民年金担当部署では、申立人がB市に転居した後、昭和59年7月まで申立人の所在地を把握しておらず、集金人による国民年金保険料収納、及び納付書の送付などはできなかつたものと考えられる。

また、B市において、昭和52年5月、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、50年2月以前の保険料は制度上納付することはできず、同年3月から52年3

月までの保険料は集金人に納付することはできない。

さらに、B市で払い出された国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳を見ると、昭和54年7月に、制度上納付が可能であった申立期間直後の52年4月から同年9月までの国民年金保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認でき、この時点においては、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月、国民年金制度発足当初に、妻がA区役所の国民年金の窓口で夫婦二人分の国民年金加入手続をしてくれたと思う。

保険料については、妻が、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分を納付し、年金手帳に領収印をもらっていたと聞いている。

その妻は既に他界しており、当時の詳しい話をすることができる者もいないが、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月、国民年金制度発足当初に、妻がA区役所の窓口で、夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、38年12月以前の国民年金保険料は、制度上納付することはできず、39年1月から40年3月までの保険料は、過年度保険料となり集金人に納付することはできない。

また、A区を管轄しているB社会保険事務所では、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度に実施された国民年金未加入者を対象とした特別適用対策事業により払い出されたものであるとしており、自らの意思により国民年金に加入したとする申立内容と符合しない。

さらに、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を担っていたとする妻も、申立期間の保険料は未納となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び

氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付については、他界した妻がしてくれたとしており、申立人は直接関与しておらず、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 5 日から 41 年 4 月 5 日まで  
② 昭和 41 年 7 月 22 日から 43 年 7 月 26 日まで

私は、A業を営んでいたB社で主にC業務に従事していた。社会保険庁の記録によると、同社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和 40 年 2 月 23 日から同年 4 月 5 日までとなっているが、自分の職務経験では 1 か月余の短期間で退職することはない。1 年以上は勤務しているはずで、社会保険庁の記録が間違っている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

D社で、E業務に従事していた。社会保険庁の記録によると同社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和 41 年 5 月 1 日から同年 7 月 22 日までとなっているが、自分の性格からみて 2 か月の短期間で退職することはない。1 年以上は勤務していた記憶がある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はB社に昭和 40 年 2 月 23 日から 41 年 4 月 5 日まで在職していたと申し立てしているところ、雇用保険の記録によると、申立人の同社における被保険者資格の取得日は 40 年 2 月 26 日、離職日は同年 4 月 4 日であることが確認でき、社会保険庁の記録とほぼ一致することが認められる。

また、社会保険庁が保管しているB社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の健康保険被保険者証が被保険者資格の喪失から 18 日後の昭和 40 年 4 月 23 日に返還されていることが確認できる。

さらに、申立期間中に被保険者資格を取得し、申立期間を通じて在職してお

り、申立人と同じく寮に入りC業務に従事していた同僚は、「申立人のことを覚えていない。」旨陳述しているほか、昭和40年2月以前から申立期間後に至るまで継続してB社に在職しており、F部でC業務を担当していた課長は、「C業務を担当していた者は7人から8人いたが申立人のことは記憶にない。1年2か月も勤務していたのであれば、もう少し覚えているはずである。」旨、陳述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②については、複数の同僚の陳述から、当時、D社には10人から15人程度の社員がいたとみられるところ、申立期間中の昭和42年2月から同年4月までの間に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚4人は、いずれも申立人のことを覚えていない旨陳述している。

また、申立人がD社に勤務する昭和41年5月以前から申立期間後に至るまで継続して同社に在職していた同僚は、「申立人のことはおぼろげながら覚えているが、2年余りも在職していたのであれば、F部であった自分がかつぱり記憶しているはずである。」旨陳述している。

さらに、申立人の雇用保険記録は確認できず、また、申立人が申立期間においてD社に在職していたことがうかがえる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 4 月ごろから 18 年 3 月ごろまで  
② 昭和 18 年 4 月ごろから 19 年 3 月ごろまで  
③ 昭和 19 年 4 月ごろから 20 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社B支所でC業務の助手をしていた。同社は、会社ごと軍に徴用され、私達従業員はD業務に専念させられた。顧客は軍だけだった。生死をかけて職務を遂行したのに、「公的年金での補償は無い。」では納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

私は、申立期間当時、E市にあるA社の宿泊所でF業務の訓練を受けていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

私は、申立期間当時、A社B支所でF業務に従事していた。社会保険庁によると、厚生年金保険法及び健康保険法は「国内法」であるため、G国では厚生年金保険に加入することは出来なかったとのことであるが、当時G国は日本国内である。

平成 18 年に社会保険事務所に問い合わせたところ、昭和 20 年 2 月 1 日から同年 10 月 10 日までの 8 か月が A 社における厚生年金保険加入記録として認められ、私の年金記録に追加されたが、申立期間の記録が無いというのは納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間③）。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はG国内の事業所において勤務していたと申し立てているところ、共通法(大正 7 年法律第 39 号)において、当時の日本の

統治地域は、内地(樺太を含む)、朝鮮、台湾、関東州、南洋群島に区分され、内地以外は外地とされていた。同法によれば、G国は外地に該当するところ、社会保険庁は、申立人からの照会に対し、「当時の労働者年金保険法(昭和19年2月法律改正で厚生年金保険法に名称改正。)は、健康保険法の適用事業所に使用される労働者を加入対象としていたが、同法は国内法のため、G国においては適用されないこととされていた。したがって、厚生年金保険法もG国においては適用されておらず、保険料も徴収していなかった。」旨回答している。

また、G国は、内地と慣習を異にする住民から構成されていること等の事情を踏まえ、当時、G国における国内法の施行については、「G国ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」によって、「内地の法律のうち、その全部又は一部をG国において施行する必要があるものについては勅令で定める。」こととされていた。

これに対し、労働者年金保険法が公布された昭和16年以降、終戦までの間において、労働者年金保険法をG国において施行するための勅令は見当たらない(健康保険法(大正15年7月1日施行)についても同様。)

以上の事情から、G国に所在したA社B支所は、労働者年金保険適用事業所ではなく、申立人は、申立期間当時、被保険者資格を取得することはできなかったことが認められる。

申立期間②については、社会保険庁が保管していた健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、E市に「H施設」の名称で適用事業所が所在していたことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によると、「H施設」が厚生年金保険適用事業所となったのは、昭和20年4月1日で、同年8月30日に適用事業所に該当しなくなり(終戦による事業廃止。)、申立期間は、適用事業所となる前であることが確認できる。

また、申立期間当時、労働者年金保険の加入対象は「労働者」に限定されており、当該労働者の範囲について、当時の制度解説書によれば、「主として肉体的労働を以って工場、事業場等の本体たる業務又はこれに直接関係ある業務に従事する者を言う。」とされているところ、「F業務」はその業務内容に鑑み、「労働者」とは言い難く、被保険者となれない「技術職員」に該当していたと考えるのが相当である。

以上の事情から、申立人は申立期間当時、労働者年金保険被保険者であったことは考え難い。

申立期間③については、申立人は、A社B支所から昭和20年2月1日付けで同社I支所(J市)に異動したと陳述しているところ、社会保険庁の記録によると、異動日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間中はB支所において勤務していたと申し立てているところ、前述のとおり当時外地であるG国においては、労働者年金保険法は適用されていなかったことから、申立人は、申立期間当時、被保険者資格を取得することはできなかったことが認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月 1 日から 27 年 12 月 26 日まで  
② 昭和 33 年 12 月 2 日から 38 年 2 月 28 日まで

ねんきん特別便に、結婚後初めて勤めたA社の厚生年金保険加入期間が記載されていなかったため、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

A社を退職した後も、ずっと働くつもりでいたため、厚生年金保険を脱退することは無く、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 38 年 2 月に退職したが、脱退手当金は請求も受領もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 6 月 27 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計 6 ページ(101 人)のうち、申立人と同一時期(おおむね 3 年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性 20 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 16 人みられ、その全員が資格の喪失後約 6 か月以内に支給決定されているほか、申立人も含め支給決定日が同一日となっている受給者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味す



る「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 3 月 15 日まで  
② 昭和 19 年 3 月 15 日から 20 年 9 月 1 日まで  
③ 昭和 21 年 5 月 1 日から 22 年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 24 年 1 月 15 日から 28 年 6 月 5 日まで  
⑤ 昭和 30 年 4 月 18 日から 44 年 5 月 1 日まで

父が死亡し、母が遺族年金裁定請求のため、A 社会保険事務所に行った際、厚生年金保険を 1 か月も掛けていないので遺族年金は受給できないと言われた。

しかし、今回の年金記録問題が発覚した際、亡父についても名前の読み間違い等があるのではないかと思い、私が B 社会保険事務所で再確認したところ、昔の厚生年金保険加入記録が見つかったが、昭和 22 年と 59 年に脱退手当金受給済みとなっていた。

亡父は生前、「年金がようやくもらえる年になったのに悔しい。」と言っていたのをはつきり覚えており、また、家族は誰も脱退手当金の請求をしていないので、申立期間が脱退手当金支給済みとなっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の二女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

申立期間①、②及び③について、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、申立期間③の C 社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3

か月後の昭和 22 年 12 月 26 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、保険給付欄には、脱退手当金支給記録が確認でき、記載されている支給金額、資格期間及び支給年月日等は、オンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえないほか、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

次に、申立期間④及び⑤について、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、申立人が死亡した約 5 か月後の昭和 59 年 12 月 21 日に支給決定されていることが確認できる。

社会保険事務所では、厚生年金保険被保険者が死亡後に脱退手当金を請求する場合の手続について、請求者は脱退手当金裁定請求書以外に被保険者（死亡者）の戸籍謄本（若しくは抄本）及び住民票の除票等を提出する必要があるとしているところ、申立人について親族以外の第三者がこれらの書類を入手した上で脱退手当金を請求するとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、1 回目の脱退手当金支給対象期間（申立期間①、②及び③）以降、昭和 32 年 9 月 30 日までの厚生年金保険資格記録の記載が確認できるところ、当該記載は申立期間④及び⑤の脱退手当金支給額の算定に伴うものと考えられるほか、申立期間④及び⑤の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 7 月 1 日から 31 年 2 月 10 日まで  
社会保険庁の記録では、A社で勤務していた昭和 26 年 7 月 1 日から 31 年 2 月 10 日までの厚生年金保険被保険者期間が、脱退手当金支給済みとなっている。

申立期間当時、年齢も若く脱退手当金の制度を知らなかったため、請求手続を行ったことも受給した記憶も無い。

脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 31 年 3 月 7 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 1 日から 36 年 10 月 11 日まで  
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社B支店、C支店及び本店における加入期間について脱退手当金支給済みとの回答をもらった。  
しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、支給済みとなっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和37年1月22日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計11ページ(220人)のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性33人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め30人みられ、うち18人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月5日から39年4月13日まで  
② 昭和39年4月13日から40年8月1日まで

昭和29年1月5日から40年8月1日まで勤務したA社及びB社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっている。

私は、脱退手当金の書類に記入及び押印した記憶は無いが、B社から返還された私の厚生年金保険被保険者証には脱退済の印があり、また、一方的に脱退手当金を支給されたことから、担当者に説明を求めたが拒否された。

私の意思に反して脱退手当金受領を余儀なくされたことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職する際に脱退手当金を受領したと陳述していることから、申立人が申立期間の脱退手当金を受領していることは明らかである。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月1日から28年9月30日まで  
② 昭和28年11月4日から38年2月1日まで

A社及びB社での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和38年3月12日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和38年3月8日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるほか、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一記号番号で管理されているが、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 31 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた昭和 27 年 4 月 1 日から 31 年 10 月 12 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び申立人の同級生の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 32 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の同社における勤務及び厚生年金保険料控除等の状況について確認することはできない。

また、同僚及び事業主の妻等からも、申立期間の保険料控除をうかがわせる有力な陳述は得られない。

さらに、申立人は、申立期間当時はA社で唯一の勤労学生であり（昭和 27 年 4 月から 31 年 3 月まで定時制高校に通学。）、この間の労働時間は、ほかの従業員より 1 時間短い 7 時間であったと自ら陳述しているところ、勤労学生では無い同僚については、同人の記憶する在籍期間と厚生年金保険の加入期間とが一致することから、申立期間当時、同社では、申立人の勤務時間がほかの従業員より短い等の理由で、厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられる。

加えて、申立人は、申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 4 日から 39 年 1 月 27 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について記録が無いとの回答があった。  
在職中に結婚し、社長から結婚祝金をもらったことも覚えているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述等から判断すると、期間までは特定できないが、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 39 年 5 月 4 日であり、申立期間は、適用事業所となっていない上、上記の同僚も、「自身の就職は昭和 35 年であるが、39 年 5 月以前は事業所が厚生年金保険の適用事業所になっていないことを知っていた。」と陳述している。

また、事業主は既に死亡しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等は、確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録から、事業主夫婦が、申立期間と重複する昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月ごろから 41 年 10 月ごろまで

夫は、昭和 40 年 3 月ごろから 41 年 10 月ごろの間に、A 社（現在は、B 社。）及び C 社で、半年ぐらいつ勤めていた。どちらが先だったかは分からないが、A 社では、D 業務の仕事をし、会議にも出席した。

C 社では、E 業務に従事をしていました。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社については、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録の有る複数の同僚の陳述から判断して、申立人が、期間は特定できないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は、当時の雇用形態及び厚生年金保険の控除については、44 年も前のことであり、関係資料は無く、当時を知る社員も退職しており不明と回答していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、前述の被保険者名簿から把握し連絡のとれた同僚 7 人は、いずれも、厚生年金保険の資格取得日より前に A 社に入社していたと陳述しており、当該 7 人が記憶する入社日と資格取得日を対比すると、全員が、入社日から 1 か月から 8 か月後に資格を取得しており、そのうち 2 人は、A 社では、申立期間当時、試用期間が有ったと陳述している。

C 社については、申立人の妻が記憶していた同僚の陳述から判断して、期間

は特定できないものの、申立期間の一部において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、自社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」について、昭和40年2月から42年3月までの分を調査したが、申立人の氏名は確認できなかったことから、申立人の厚生年金保険料は控除していなかったはずであるとしている。

さらに、C社は、申立期間当時に試用期間があったとしており、同社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において把握し連絡のとれた同僚1人も、数か月間の試用期間があったと陳述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 35 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に確かに勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 11 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所となっていない。

また、事業主は、「当社は昭和 42 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、それ以前の期間は申立人を含めてほかの従業員についても厚生年金保険料は控除していない。」としている。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 11 月 1 日に資格を取得している従業員に照会したところ、複数の者から、申立期間は、会社が厚生年金保険の適用事業所では無かったため、厚生年金保険料は控除されていなかったとの陳述が得られた。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は控除されていたとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月31日から33年8月28日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和27年から36年まで継続して勤務しており、途中で一時的に退社したことは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、申立期間も、申立人がA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、58人の被保険者のうち、昭和31年1月1日に13人が資格を喪失し、同年1月31日に申立人を含めて35人が資格を喪失している。そのうち、申立人が被保険者資格を再取得する33年8月28日までに27人が再取得しているが、申立人及び複数の同僚は、一時に多数の従業員が退職し、その後再就職するというようなことは無かったとしている。

これらのことから、事業主は、申立期間当時、多数の従業員について、雇用は継続していたものの、何らかの事情により、厚生年金保険の資格喪失手続を行ったものと考えられ、申立人提出の「昭和33年度住民税特別徴収税額の納税者への通知書」の「前年中の社会保険料控除額」欄には、控除額が記録されていない。

また、A社は、昭和57年1月に既に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、事業主も既に死亡していることから、同事業所での申立期間における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することがで

きない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月25日から同年5月25日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社で正社員として勤務し、B業務に従事をしていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人は、当時のA社における上司及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社の新規適用日に資格を取得している従業員に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 1 日から 38 年 5 月 7 日まで

私は、親戚が経営するA社に昭和 35 年 3 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで勤務し、正社員としてB業務を担当していた。

A社には私の兄も勤務していたが、兄が退社した後も、私は引き続き勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 12 月 1 日に申立人の兄が退職した後も引続きA社に継続して勤務していたと申し立てているところ、複数の同僚の証言から、申立人の兄が同日に同社を退職した後も、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及びその兄の資格喪失日は、いったん、昭和 35 年 11 月 30 日と記録されていたところ、その後、同社から資格喪失日の届出誤りがあったとして、訂正届が提出され、37 年 1 月 25 日付けで資格喪失日を 35 年 12 月 1 日に遡及訂正処理されていることが確認できることから、何らかの事情により、当時、同社は申立人及びその兄を同一日で資格を喪失させたことがうかがわれる。

また、当該被保険者名簿によると、申立期間中もA社で被保険者であった同僚には、いずれも昭和 36 年 10 月及び 37 年 10 月の定時決定の記録が確認できることから、申立人には、これら複数年にわたる定時決定の記録は見当たらないことから、当時、同社は、申立人及びその兄について、社会保険庁の記録どおりの資格喪失届を行ったものと考えられる。

さらに、A社に係る被保険者名簿をみると、健康保険番号に欠番は見当たら

ない。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る保険料控除についての陳述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 3 月 22 日まで  
③ 昭和 46 年 3 月 22 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A市にあるB社（現在は、C社A本社。）に勤務していた申立期間①、B社D支社に勤務していた申立期間②及び同社が商号変更した後のC社D支社に勤務していた申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。B社には、昭和 45 年 5 月 1 日から平成 11 年 7 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 45 年 5 月 1 日からB社に申立期間も継続して勤務していたことは、C社発行の在職証明書及び同僚の陳述から認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、C社D支社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、B社から商号変更により同名称となった後の昭和 46 年 9 月 1 日で、申立人は同日付けで同社D支社で初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、C社A本社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、同社D支社が厚生年金保険の適用事業所となった日より後の昭和 52 年 7 月 1 日からであり、申立期間①、②及び③はそれぞれの事業所が適用事業所となる前の期間に当たる上、申立期間当時の複数の同僚からは、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨の陳述が得られた。

さらに、C社の現在の事業主は、「先代の社長が亡くなったことにより事業を継承することになったので、申立期間当時の社会保険の手続等については、資料も無く不明である。」と陳述している。

加えて、申立人が陳述している申立期間における厚生年金保険料の控除額については、当時の保険料率から算出される額と一致しない上、また、保険料控除を確認できる関連資料や周辺事情も無い。

なお、申立人は、申立期間当時健康保険証を交付されていたと陳述しているところ、複数の同僚から当時の事業主はE業務従事者であったことから、C社の従業員はF国民健康保険組合に加入していたとの陳述が得られた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から同年 12 月 7 日まで

昭和 56 年 6 月 30 日に A 社を退職した際に、同社で健康保険の任意継続と併せて厚生年金保険の第四種被保険者の資格取得申請をしてもらい、保険料は送られてきた納付書で、毎月、妻が自分の国民年金保険料と一緒に金融機関で納付した。

社会保険庁の記録では、資格取得日が昭和 56 年 12 月 7 日になっているが、同年 7 月 1 日に厚生年金保険第四種被保険者の資格を取得したはずである。

申立期間について、第四種被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

第四種被保険者制度は、厚生年金保険被保険者期間が 10 年以上ある者が被保険者の資格を喪失したときに、老齢年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていない場合に、資格期間を満たすまで退職後も引き続き被保険者となることができる制度である。申立人が第四種被保険者資格を取得したとする昭和 56 年 7 月 1 日時点において、申立人の厚生年金保険被保険者期間は 14 年 4 か月であり、申立人は、第四種被保険者資格の加入要件を満たしている。

しかしながら、申立人は、退職の際に A 社が申請手続を行ってくれたので、自分自身で第四種被保険者に係る手続を行った記憶は無いと陳述しているところ、同社総務部は、資料が残っておらず、申立人に係る第四種被保険者資格の取得手続については不明と回答しているため、申立人の第四種被保険者資格の取得日等を確認することはできなかった。

また、社会保険事務所保管の厚生年金保険第四種被保険者名簿をみると、申立人は、昭和 56 年 12 月 7 日に第四種被保険者資格を取得し、その処理は、同年 12 月 23 日に行われているほか、申立人が改名した 58 年 1 月 28 日直後の同

年1月31日に申立人の氏名が変更処理されていることが確認でき、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料について、まとめて納付したことは無く1か月ずつ毎月納付したと陳述しているほか、具体的な納付時期及び金額等の記憶は不明確であり、このほか、申立人の申立期間に係る保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月1日から23年7月1日まで

私は、昭和22年2月1日より、A社で勤務し始めたが、社会保険庁の記録では23年7月1日より厚生年金保険に加入していることとされている。確かに22年2月1日より勤務し、厚生年金保険に加入しているはずなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人提出の退職金支払明細書及びA社提出の在職証明書により、申立人が申立期間を含め同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が、申立人よりも先に入社した同僚として名前を挙げた者は、昭和21年1月8日に入社したと陳述しているが、A社での厚生年金保険の資格取得日は申立人と同じ23年7月1日となっている。

また、当該同僚は、昭和22年の末ごろ、A社における当時の社会保険事務担当者に自分自身の社会保険が未加入とされていることについて問い合わせたところ、同社では終戦に伴う資金不足のため、社会保険に加入させていなかった旨の説明を受けたと陳述している。

さらに、ほかの同僚の陳述から申立人とほぼ同時期に入社したとみられる者の厚生年金保険の資格取得日も、申立人と同じ昭和23年7月1日となっていることから、当時、A社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったと推認される。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から21年10月1日まで  
: ② 昭和21年10月1日から24年4月1日まで

私は、昭和20年9月1日からA社でE業務の仕事をしており、事業主の名前も記憶している。その後21年10月1日から24年4月1日まで、B市役所でD業務の仕事をしていた。それぞれ勤めていたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①において、申立人は、A社で勤務していたと申し立てているが、商業登記簿では当該事業所は確認できず、申立人が記憶していた事業主の氏名が、類似名称のC社の代表取締役の氏名と一致することから、期間及び時期は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたと推定される。

しかし、社会保険事務所の記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年6月18日であり、申立期間①は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、社会保険庁の記録において、当時の事業主もC社における厚生年金保険の資格取得日は、同社が適用事業所となった約12年後の昭和39年2月11日であることが確認できるほか、当該事業主は既に亡くなっているため、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②において、申立人は、B市役所でD業務の仕事をしていたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業

所であったことを確認することはできなかった。

また、市町村合併によりB市と合併したD市は、「当時の資料が無いため、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったか否かについては確認できない。」としているほか、同市保管の資料によると、申立人は恩給、共済年金対象者としての記録は見当たらないため、非正規職員であったと考えられるが、申立人の当時の勤務実態及び保険料控除についても不明と回答している。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年ごろから 28 年ごろまで

私は、昭和 25 年ごろから A 社に正規職員として勤務したが、社会保険事務所では、同管理所に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無い。

A 社には、父が亡くなった昭和 27 年 10 月 18 日まで出勤し、その後しばらく休職したが、そのまま退職させられた。休職後しばらくは給与の支払いがあったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚が、A 社の事業を継承する B 社（現在は、C 社。）D 支社において、昭和 28 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得しており、また、このうち連絡のとれた 1 人は、A 社に勤務していたと陳述しており、その業務内容等に係る陳述の内容が申立人の申立内容と符合することから、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務したことは推認できる。

しかし、A 社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A 社は、E 組織（昭和 27 年 8 月 1 日廃止）の出先機関であったが、同組織の廃止後、F 社に組織変更され、昭和 28 年 4 月 1 日には B 社に組織変更されているところ、申立期間当時に F 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。

さらに、B 社 D 支社については、昭和 28 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人は、27 年 10 月 18 日以降は A 社を休職していたとしている上、A 社が B 社に組織変更された記憶も無いとしているほか、社会保険事務所の同社 D 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申

立期間において健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人が同社D支社において厚生年金保険被保険者資格を取得したとは考え難い。

加えて、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していた元職員は、「当時、正規職員であれば共済組合に加入していたが、それ以外の職員が厚生年金保険に加入していたかどうかは覚えていない。」としているほか、申立人が同僚であったとしている元職員は、「私は、臨時職員であった。厚生年金保険は、A社では加入しておらず、B社に組織変更された時に初めて加入した。」と陳述している。

また、A社の事業を継承するC社は、申立期間当時の人事記録等の資料は保管していないとしており、同社から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月20日から31年10月15日まで

私は、昭和28年11月19日から31年10月31日まで、A社に継続して勤務したが、社会保険事務所では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間も厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年11月19日から31年10月31日まで継続してA社で勤務し、申立期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和33年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、その他の元役員の所在は不明であることから、同社及びこれらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、申立人は同僚の名前を覚えておらず、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同社に勤務したとする期間に被保険者記録がある元従業員17人のうち所在が判明し聴取することができた6人からは、申立期間における申立人の勤務実態を確認できる陳述は得られなかった。

さらに、申立人と同一日の昭和29年10月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している元従業員1人は、A社の事業主から「会社が倒産するかもしれないので若い人から先に退職するように。」と言われ同社を退職したと陳述している。

加えて、社会保険庁の記録においてA社で、被保険者資格を2度取得してい

る者が申立人以外に6人みられ、このうち回答が得られた1人は、「申立期間当時の町工場においては、退職後、再入社するようなことは特に珍しいことではなかった。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から26年1月31日まで

私は、勤務した時期及び期間をはっきりとは覚えていないものの、A社で勤務し、B業務に従事したが、社会保険事務所では、同社において厚生年金保険に加入した記録が無い。

当時の同僚に私の勤務期間を確認したところ、昭和24年2月ごろから26年1月ごろまで勤務したとのことであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、A社に入社した時期及び勤務した期間を明確には記憶しておらず、申立人が勤務期間を確認したとする同僚に申立人の入社日及び勤務期間を確認しても、申立人の入社日等に関する当該同僚の記憶は明確でなく、これらについて確認できる陳述は得られない。

また、申立人及び当該同僚は、申立人が同僚よりも先にA社を退社したとしているが、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和25年8月25日であることから、申立人の同日以降の同社での勤務は確認できない。

さらに、申立人は、A社においてB業務に従事したとしているところ、事務職であった同僚及び所在が判明し聴取することができた元従業員1人は、「厚生年金保険被保険者記録がある元従業員のうち、申立人と同じ職種であった者がいるかについては分からない。」としている。

加えて、A社は、平成元年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、元役員及び当時の事務担当者の所在は不明であり、これらの者から申立人の同社における勤務実態及び厚生

年金保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月まで  
② 平成 7 年 10 月から 8 年 9 月まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務時の昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月までの期間(申立期間①)の標準報酬月額が 28 万円、平成 7 年 10 月から 8 年 9 月までの期間(申立期間②)の標準報酬月額が 44 万円になっている。当時、管理職として勤務しており、給与の額が減少することはあり得なかったため、申立期間①及び②の標準報酬月額を、それぞれ前後の記録に併せて 30 万円と 47 万円に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で管理職として勤務していた期間のうち、申立期間①(昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月まで)及び申立期間②(平成 7 年 10 月から 8 年 9 月まで)の標準報酬月額が前後の期間と比べて減少することは無かったと申し立てているところ、申立人から給与明細書等の提出は無く、これを確認できる資料も見当たらなかった。

また、A社が加入している厚生年金基金が提出した申立人に係るB厚生年金基金加入員台帳をみると、申立期間①及び②当時の標準給与月額が社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社の総務担当者は、「申立人が管理職に登用されたのは昭和 61 年 4 月 16 日であることから、60 年 10 月の標準報酬月額定時決定時に算定基礎となる報酬額は、管理職になる前の同年 5 月から同年 7 月までの 3 か月となり、申立人の報酬額には固定給以外に残業手当も含まれていたことから 59 年 10 月に決定された標準報酬月額と相違することはあり得る。」と陳

述している。

加えて、A社の総務担当者は、「申立人はC業務職の管理職であったため、計画の達成度により毎月の給与に一時金を加算することがあったことから、平成7年10月に決定された標準報酬月額が6年10月に決定された標準報酬月額と相違することもあり得る。」と陳述している。このことは、申立人が提出した平成9年及び10年のA社作成の所得税源泉徴収簿に記載されている毎月の総支給額が、46万3,880円から50万3,800円までの間で増減していることからもうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 16 日から同年 10 月まで  
② 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 9 月まで  
③ 昭和 41 年 9 月から同年 12 月 1 日まで

私は、中学校を卒業して、すぐにA社に就職したが、途中で嫌になって辞めた。その後、同社に継続勤務していた友人からまた来てほしいと言われて、再度、同社に勤め始めた。厚生年金保険の空白期間があるのは承知しているが、1年間も厚生年金保険の加入記録が抜けているのはおかしい。辞めたのは昭和 39 年 10 月ごろだったと思う。(申立期間①)

A社に再度勤め始めてからは昭和 41 年の秋ごろまで勤めていた記憶がある。(申立期間②)

また、A社を退職後、すぐにB社で勤め始めた。同社での勤務期間は1か月ではなく、半年間は勤務していたと思う。写真にあるように昭和 41 年 10 月には社内旅行に行った証拠がある。(申立期間③)

申立期間①、②及び③について被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人はA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てている。

そこで、申立期間当時A社に勤務していた同僚8人に対し、申立人について照会したところ、3名から申立人が同事業所に在籍していたことを記憶している旨の回答が得られたが、このうち申立期間①及び②を通して同社に勤務していた同僚は、「申立人がいつまでいたかは、はっきりしない。」旨陳述しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除についての陳述を得るこ

とができなかった。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及び申立人が提出した昭和 41 年 10 月の社員旅行の写真から、申立人が申立期間当時 B 社に勤務していたことは推定できる。

しかし、B 社は、申立期間当時 3 か月間の試用期間を設けており、同期間中は雇用保険に加入させるが厚生年金保険は加入させず厚生年金保険料も控除していなかったと陳述していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったと考えられる。このことは、申立人と同様に昭和 41 年 9 月 1 日に雇用保険の資格取得をしている同僚が、3 か月後の同年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから裏付けられる。

このほか、申立人が申立期間③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 60 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

社会保険庁に、A社及びB社での厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社の勤務期間は加入記録が無く、B社の勤務期間は加入事業所名簿に記録が無いと回答を受けた。A社の期間はC業務従事者として勤務しており、A社に問い合わせを行ったところ現在はC業務従事者の場合でも社会保険に加入させるとの回答があった。給与明細等の資料は処分してしまったが、保険料を事業主から控除されていたと思われる。申立期間について厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している5人の同僚のうち、連絡先が判明した1人に確認したところ、申立人が申立期間において、A社に在籍していたと回答しており、申立人が、申立期間①に同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、A社では、「人事記録及び出勤簿等の労務管理資料並びに給与支給に関する資料を確認したが、申立人の在籍確認及び厚生年金保険の加入状況は確認できなかった。」と回答しており、また、雇用保険の記録では、申立人の同社における加入記録は確認できなかった。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人陳述の当時の保険料月額について、当時の保険料月額と相違がみられ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は確認できなかった。

申立人は、義父が経営するB社に昭和46年4月1日から50年4月1日までの期間（申立期間②）及び60年2月1日から同年6月1日までの期間（申立期間③）勤務し、事業主により厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、B社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、労働保険の適用事業所としての記録も無い。

また、申立人が記憶している4名の同僚のうち、連絡先が判明した1名は、申立人が申立期間②の期間にB社で勤務していた記憶は無いと回答しており、申立人から聴取した同社の顧問税理士によると、「申立人は常勤とはいえない勤務実態であったと思う。」と回答をしている。

さらに、上記同僚は、B社は社会保険制度に加入しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったと陳述している。

このほか、申立人が、申立期間②及び③当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで  
社会保険庁に、A社での厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加  
入事業所名簿に記録が見当たらないと回答を受けた。昭和 44 年に 20 歳で  
学校卒業後、実父が経営するA社で勤務し、その後 61 年 3 月 31 日まで役  
員として残っていた。給与明細等の資料は処分してしまったが、保険料を  
事業主から控除されていたと思われる。申立期間について厚生年金保険の  
被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の所在地を管轄する法務局に法人登記の有無について照会したところ、  
商業登記簿謄本の記録は無い旨回答があったが、県のB業務を管轄するC会に  
おいて、同社が昭和 37 年 9 月 25 日に開業 61 年 3 月 31 日に廃業されている記  
録が確認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所とし  
ての記録は無く、労働保険の適用事業所としての記録も無い。

また、申立人が記憶している4人の同僚のうち、連絡先が判明した1人は、  
申立人が申立期間当時A社で勤務していた記憶は無いと回答しており、申立人  
から聴取した同社の顧問税理士によると申立人は常勤とはいえない勤務実態  
であったと思うとの回答をしている。

さらに、上記同僚は、A社は社会保険制度に加入しておらず、厚生年金保険  
料を事業主により給与から控除されていなかったと陳述している。

このほか、申立人が、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料  
を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立  
人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主  
により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から34年2月28日まで

昭和62年5月25日主人が亡くなった時に、遺族年金の手続をする際に念のため私の記録を調べてもらったら、後日(昭和62年8月17日付け)脱退手当金が支給済みとの回答書もらった。

退職する際に会社からは給与以外の金員は何も受け取っていないし、同僚にも脱退手当金等の年金に関する金銭的保証は一切受けていないとの陳述を得ている。

納得がいかなないまま今日に至ったが、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の脱退手当金を、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和34年5月11日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね1年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性13人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め12人であり、うち11人が資格喪失後約4か月以内に支給決定されており、支給決定日が同一日となっている受給者が散見されるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤り



は無いほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 22 日から同年 9 月 25 日まで  
② 昭和 29 年 2 月 3 日から 31 年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 31 年 10 月 30 日から同年 12 月 30 日まで  
④ 昭和 32 年 2 月 19 日から 38 年 5 月 25 日まで  
⑤ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 11 月 23 日まで

60 歳で厚生年金保険の裁定請求をしたところ、昭和 28 年 3 月 22 日から 40 年 11 月 23 日まで厚生年金保険適用事業所に勤務していた期間について、B 社会保険事務所で脱退手当金支給済みであると聞かされた。

その後、幾度か社会保険事務所に行ったが、支給済みということで相手にされずあきらめて今日に至った。

A 社を辞めるときは退職金ももらっていない。社会保険事務所の場所も知らないので、自分で手続に行くことも無い。脱退手当金をもらったとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、また、申立人の脱退手当金は A 社を退職し厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 40 年 11 月 23 日から約 5 か月後の 41 年 4 月 11 日に支給決定されるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 2 月 10 日から 34 年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
私は、脱退手当金の請求もしていないし、受け取ってもいないので、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 34 年 6 月 19 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね 1 年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者 20 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 19 人に支給記録が確認でき、うち 17 人が資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定がなされている上、支給決定日が同一日となっている受給者が複数散見されるとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 22 日から 55 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 5 月 9 日に A 社に就職し、58 年 9 月 25 日に退職するまで同事業所に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、54 年 6 月 22 日から 55 年 12 月 1 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社での昭和 41 年 2 月 1 日から 58 年 5 月 27 日までの在籍が同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同僚の証言から、申立人が、申立期間も継続して同事業所に在籍していたことは推定できる。

しかし、B 厚生年金基金の記録をみると、申立人は、昭和 54 年 6 月 22 日に A 社での被保険者資格を喪失し、その後、55 年 12 月 1 日に同事業所での被保険者資格を再取得していることが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

また、管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和 55 年 12 月 1 日に同事業所での以前の健康保険番号とは別の健康保険番号で被保険者資格を再取得していること、及び申立期間の健康保険番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

さらに、申立期間中に A 社からの標準報酬月額算定基礎届が 2 回行われているにもかかわらず、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の標準報酬月額の定時決定の記録は無い。

加えて、A 社は平成 3 年 1 月 31 日に社会保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申

立期間に係る厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 12 月 30 日から 64 年 1 月 1 日まで

私は、A社に昭和 47 年 4 月 1 日から 61 年 10 月 31 日までB業務従事者として勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 61 年 10 月 31 日となっており、同年 10 月が厚生年金保険の未加入期間となっている。

私が退職した昭和 61 年 10 月分の給与から社会保険料が控除されていたこと、及び次の勤務先にはA社退社後に期間を空けずに入社したことから、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、C社に昭和 61 年 11 月 1 日から 63 年 12 月 31 日までB職として勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、C社での厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 63 年 12 月 30 日であり、同年 12 月が厚生年金保険の未加入期間となっている。

C社でも、在職期間の最終月まで社会保険料が控除されていたと記憶しており、同社を退社してすぐに次の勤務先に就職していることから、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険加入記録及びA社保管の社員名簿における申立人の離職日並びにD健康保険組合の被保険者台帳における申立人の被保険者資格の喪失日は、社会保険庁の記録とすべて符合していることが確認できる上、申立人提出の昭和 61 年の源泉徴収票の摘要欄にも、同社を同年 10 月 30

日に退職した旨の記載が確認できる。

また、申立人提出の昭和 61 年給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の控除額から判断すると、申立人が同年 10 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったものとみるのが相当である。

申立期間②について、雇用保険加入記録をみると、申立人の C 社の離職日は昭和 63 年 12 月 29 日となっており、社会保険庁の記録と符合している。

また、C 社では、申立人の同社の昭和 63 年 12 月の最終入社日は 29 日であったため、申立人の退職日を同日付けとしたとしており、同社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、同社が申立人の被保険者資格喪失日を同年 12 月 30 日とする社会保険庁の記録どおりの届出を行っていることが確認できる。

さらに、C 社では、「厚生年金保険等の社会保険料は翌月控除しており、給与の支払方法は月末締切、当月 25 日支払い（5 日間分を先払い）であることから、社員が退職月の末日まで在職していた場合、退職月の給与から 2 か月分の保険料を控除する。」としているところ、申立人提出の昭和 63 年 12 月分の給与明細書をみると、1 か月相当額の厚生年金保険料しか控除されていないことが確認できる。

なお、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、資格の喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立期間①については昭和 61 年 10 月 31 日、申立期間②については 63 年 12 月 30 日であり、申立人の主張する 61 年 10 月及び 63 年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、昭和 32 年 5 月 1 日から 37 年 5 月 1 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無い。

A社を退職後に結婚し、すぐに妊娠したので、私自身が脱退手当金を請求できるような状況ではなかった。

申立期間に係る脱退手当金を受給したこととされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無く、当時は妊娠中であったため、申立人自身が脱退手当金を請求できるような状況ではなかったとしている。

そこで、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、同社での被保険者資格の喪失後の昭和 37 年 8 月 16 日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 12 月 11 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月1日から同年5月1日まで  
② 昭和24年8月1日から25年1月1日まで  
③ 昭和25年ごろ  
④ 昭和27年1月1日から同年5月1日まで  
⑤ 昭和27年7月6日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険の加入記録が昭和24年5月1日から同年8月1日となっているが、自分の記憶では同社に1年近く勤務していたはずである。(申立期間①及び②)

また、昭和25年ごろ、B地域にあったC社でG業務に従事していたが、同店で働いていた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。(申立期間③)

さらに、D社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が昭和27年5月1日から同年7月6日となっているが、自分の記憶では同社に1年近く勤務していたと思う。(申立期間④及び⑤)

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、A社に昭和24年1月から1年近く勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の後継会社であるE社には、申立期間当時の人事記録等が保管されていないため、申立人の在籍及び社会保険料控除について確認することができない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において確認できる同僚は、既に死亡しているか連絡先が不明なため申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において健康

保険番号の欠落は見られない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③については、C社の同僚の証言から、期間を特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、C社は全社で約50人、B地域だけで約20人の従業員が勤務していたと陳述しているが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険番号の欠落は見られない上、新規適用時（昭和24年2月1日）から適用事業所に該当しなくなる（昭和25年8月20日）までの期間で、最も被保険者数が多い時期で34人の記録が確認されるのみであり、申立人及び申立人が名前を記憶している同僚2人の名前は確認できない。

また、C社の後継会社であるF社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、新規適用時（昭和25年9月1日）に11人の被保険者が確認できるが、申立人及び申立人が名前を記憶している同僚2人の名前は確認できないうえ、健康保険番号の欠落は見られない。

これらのことから、事業主は当時、一部の社員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと推測される。

このほか、申立人が申立期間当時、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間④及び⑤については、D社の同僚の陳述から、申立人が昭和27年5月以前から同社に勤務していたことが推測される。

しかし、社会保険事務所の記録では、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年5月1日であり、申立期間④は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、D社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和27年7月6日に被保険者資格を喪失しているところ、申立人の欄に「証返納済」の押印が確認できるうえ、同年7月に同社に入社した同僚は、「ほかの同僚は覚えているが、申立人は知らない。」と陳述している。

さらに、D社の厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険番号に欠落は見られない。

このほか、申立人が申立期間のうち、記録が確認される期間を除いて、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち記録が確認される期間を除いた期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 3804

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨等

申 立 期 間 : 昭和 30 年ごろから 31 年 4 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、昭和 30 年ごろから 31 年 4 月ごろまで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した社員旅行の写真及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、公共職業安定所において雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

さらに、申立人は、A社の事業主及び一緒に勤務した同僚7人の氏名を記憶していたものの、これらの事業主及び同僚は、いずれも申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、連絡先が不明のため申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除についての陳述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月1日から52年2月28日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和48年6月1日から平成6年1月13日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の退職証明書により、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保有する申立人に係る報酬支払明細書（外務員用）によれば、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていないことが認められる。

また、A社は、「当時の外務員についての厚生年金保険加入は本人の希望に即しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料については、本人の申出が無かったため控除していなかった。」と回答している。

さらに、A社が保有する申立人に係る厚生年金保険資格取得確認通知書によれば、申立人は、社会保険事務所の記録どおり、昭和52年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し、平成6年1月13日に同社において資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 19 日から同年 9 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた期間のうち、A社C支店から同社D支店に勤務となった申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には、退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 47 年 8 月 19 日から同年 9 月 2 日までについても継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、公共職業安定所における雇用保険の記録及びB社厚生年金基金(旧A社厚生年金基金)の記録は、申立人に係る社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

また、A社D支店で、申立期間当時、人事権のあった元上司は、「当時、女性職員の遠隔地への転勤は認められなかったため、申立人はC支店をいったん退職し、D支店で再雇用されていた。」と供述しており、さらに、同社D支店の同僚1人も、「申立人が再雇用されたと話していたことを覚えている。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで

私は、同郷の同僚の紹介により、A社B支社に就職し、同社の社員寮に入寮してC業務従事者として勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社にC業務従事者として勤務していたことは、申立期間当時、同社で勤務していた同僚2人の証言により推認できる。

しかしながら、A社には、当時の人事記録等が残されていないことから、申立人の同社における在籍及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の同僚2人が、申立人と同じ郷里からC業務従事者としてA社B支社に勤務したとする6人についても、社会保険庁の記録において、申立期間に係る同社の被保険者記録を確認することができない。

さらに、A社は、申立期間当時の同社B支社の従業員及び社員寮の利用者には、期間の定めのある従業員等も在籍していた旨、回答している。

加えて、申立人は、健康保険被保険者証の交付及び社会保険料の控除について明確に記憶していない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月12日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和45年7月15日にB業務従事者として就職し、同社はその後、C社に社名変更されるが、49年4月7日まで勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっており、納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社にB業務従事者として勤務していた同僚二人の証言により、申立人が申立期間においてD店でB職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社及び同社の業務を受け継ぐC社には、当時の人事記録等が保管されておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社の現在のマネージャー（総務担当）は、「昭和46年当時、E店のB職であった申立人は、同年2月12日のD店の開店を契機にC社へB業務指導員として転籍してもらい、同社からD店に派遣として勤務してもらった。その間、申立人の給与から社会保険料は控除していないと思う。その後、同社が同年8月2日に厚生年金保険の新規適用事業所となったことに伴い、申立人の資格の取得の手続を行った。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から63年9月まで  
② 平成5年5月17日から8年6月13日まで

社会保険庁の記録によれば、A社における厚生年金保険被保険者期間（昭和55年8月9日から平成3年9月29日まで）のうち、昭和61年10月から63年9月までの期間の標準報酬月額が8万6,000円から10万4,000円となっているが、実際には当該期間において35万円から36万円の給与を受け取っていた。

また、社会保険庁の記録によれば、B社における厚生年金保険被保険者期間（平成5年5月17日から8年6月13日まで）の標準報酬月額が16万円となっているが、実際には当該期間において35万円から36万円の給与を受け取っていた。

申立期間の標準報酬月額を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務していた期間のうち、昭和61年10月から63年9月までの標準報酬月額が実際の給与支給額と比べて低いと申し立てしているところ、申立人から給与明細書等の提出は無く、これを確認できる資料も見当たらなかった。

また、申立人と同時期にA社に入社した同僚20人の社会保険庁の記録における標準報酬月額の変遷について確認したところ、11人について減額改定された実績があり、さらに、標準報酬月額が34万円以上の者は見当たらないことが分かる。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していた期間（平成5年5月

17日から8年6月13日まで)の標準報酬月額が実際の給与支給額と比べて低いと申し立てているところ、申立人から給与明細書等の提出は無く、これを確認できる資料も見当たらなかった。

また、B社は、「申立期間当時、基本給のみを標準報酬月額とすることを組合との間で合意していたことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について社会保険庁の記録どおりの届出を行ったはずである。」と回答している。

さらに、申立人と同時期にB社に入社した同僚19人の社会保険庁の記録における標準報酬月額の変遷について確認したところ、標準報酬月額が34万円以上の者は1人のみであることが分かる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。